

第 1 3 8 7 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 条 例 ]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………5

教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例……………8

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例……………9

甲府市情報公開条例及び甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例……………10

甲府市行政手続条例の一部を改正する条例……………12

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例……………15

甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例……………32

甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例……………33

甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例……………34

甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………35

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例……………37

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………39

甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………46

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例……………50

甲府市社会教育センター条例を廃止する条例……………62

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例……………63

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例……………65

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例……………66

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例……………67

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………68

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例	70
甲府市市税条例等の一部を改正する条例	71
[ 規 則 ]	
平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則	78
甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則	82
甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則	90
甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部を改正する規則	97
市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則の一部を改正する規則	98
甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則	99
甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	100
甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	104
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	109
甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	115
甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	117
甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	118
甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	119
甲府市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則	123
甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則	124
甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	125
甲府市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	137
甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定め	

る金額を定める規則の一部を改正する規則	138
[ 規 程 ]	
甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程	139
甲府市防災行政用無線局管理運用規程の一部を改正する規程	146
[ 告 示 ]	
指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の停止公示	147
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	148
道路区域の変更告示（2件）	149
道路の供用開始告示（2件）	151
差押調書（謄本）公示送達	153
固定資産税（償却資産）督促状公示送達	154
固定資産税（土地家屋）督促状公示送達	155
農業振興地域整備計画の変更公告	156
国民健康保険料納入通知書公示送達	157
平成26年度補正予算の公表	158
入札告示（2件）	159
開発行為に関する工事の完了公告	165
介護保険被保険者証無効告示	166
公の施設に係る指定管理者の指定告示	167
道路の供用開始告示	168
道路区域の変更告示	169
平成27年度固定資産課税台帳の縦覧告示	170
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	171
指定地域密着型サービス事業者の指定公示（2件）	172
住民票を職権消除した者の公示	174

開発行為に関する工事の完了公告（2件）	175
差押調書（謄本）公示送達	177
国民健康保険料督促状公示送達	178
平成26年度補正予算の公表	179
平成27年度予算の公表	180
指定特定相談支援事業者の指定公示	181
開発行為に関する工事の完了公告	182
指定特定相談支援事業者の指定公示	183
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	184
市道路線の認定告示	185
市道路線の変更告示	186
道路区域の決定告示	187
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	188
都市計画事業認可図書縦覧告示	189
道路の供用開始告示	190
差押調書（謄本）公示送達	191
開発行為に関する工事の完了公告（2件）	192
道路の供用開始告示	194
開発行為に関する工事の完了公告	195
軽自動車税督促状公示送達	196
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	197
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	198
開発行為に関する工事の完了公告	199
国民健康保険被保険者証無効告示	200
公印廃止告示	201
自動車臨時運行許可番号標無効告示（2件）	203
道路の供用開始告示（2件）	205

道路区域の変更告示	207
道路の供用開始告示	208
道路区域の変更告示	209
道路の供用開始告示	210

[ 教育委員会 ]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則	211
甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	214
甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則	216
甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則	219
甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	220
甲府市教育委員会事務局事案決定規程及び学校長に対する事務委任規程の一部を改正する規程	226
甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程	227
文化財の甲府市指定文化財指定告示	230

[ 選挙管理委員会 ]

選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	232
選挙人名簿に登録した者の移替えを行わない期間を定める告示	233
選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	234
在外選挙人名簿に登録した者の縦覧告示	235
甲府市長選挙における候補者一人について選挙運動に関する支出金額の制限を定める告示	236

[ 公平委員会 ]

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	237
-----------------------------	-----

[ 農業委員会 ]

甲府市農業委員会 3 月定例総会招集公告……………238

[ 上下水道局 ]

甲府市上下水道局電気保安規程の一部を改正する規程……………239

甲府市上下水道局職員職名規程等の一部を改正する規程……………240

企業職員の通勤手当支給に関する規程等の一部を改正する規程……………244

入札告示（2 件）……………256

[ 任免辞令 ]

市長事務部局……………262

教育委員会……………264

監査委員事務局……………264

上下水道局……………264

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

---

# 条例

---

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第1号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(教育長の給与等に関する条例の廃止)

第1条 教育長の給与等に関する条例(昭和28年1月条例第6号)は、廃止する。

(甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和28年5月条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

第2条第1項中「副市長 100分の40」を「副市長 100分の40  
教育長 100分の25」に

改める。

(甲府市職員旅費支給条例の一部改正)

第3条 甲府市職員旅費支給条例(昭和30年3月条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「副市長、」を「副市長、教育長、」に改める。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表中	委員長	月額 171,000円	を	「 委員 」
	委員	月額 100,000円		

月額 100,000円 に改める。

(甲府市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第5条 甲府市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和35年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「第16条第1項」を「第13条第1項」に、「第19条第2項」を「第18条第2項」に改め、同条第4項第2号ア中「第16条第1項」を「第13条第1項」に、「第19条第1項」を「第18条第1項」に改める。

(特別職の職員で常勤のもの期末手当に関する条例の一部改正)

第6条 特別職の職員で常勤のもの期末手当に関する条例（昭和51年7月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「副市長」の次に「、教育長」を加える。

(特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正)

第7条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（昭和51年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

第3条第2項各号列記以外の部分中「副市長」の次に「、教育長」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育長 75万5,000円

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年

法律第76号。以下「改正法」という。) 附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による廃止前の教育長の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

- 3 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例(第1条の規定を除く。以下この項において同じ。)による改正後のそれぞれの条例の規定は適用せず、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定は、なおその効力を有する。

教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例  
をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

甲府市長 樋 口 雄 一

## 甲府市条例第 2 号

教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する  
条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第 2 条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第 3 条 教育長の職務に専念する義務の免除については、一般職の職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例の規定は適用しない。



甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例  
をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第3号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関し、当該利用に係る支給認定保護者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(利用者負担額)

第3条 利用者負担額は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに法附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として、利用者負担額を支払うべき支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

(利用者負担額の減免)

第4条 市長は、規則で定める特別の事情があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市情報公開条例及び甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市条例第 4 号

甲府市情報公開条例及び甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(甲府市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 甲府市情報公開条例（平成 12 年 12 月条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 号ウ中「公務員（）」を「公務員等（）」に、「及び地方公務員法」を「（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法」に改め、「規定する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員」を加え、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第 3 号中「及び地方公共団体」を「、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第 5 号中「又は他の地方公共団体」を「、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同条第 6 号に次のように加える。

オ 地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(甲府市個人情報保護条例の一部改正)

第 2 条 甲府市個人情報保護条例（平成 15 年 12 月条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第7号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。））」に改める。

第6条第3号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

第8条第1項第6号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改める。

第16条第4号ウ中「並びに地方公務員法」を「、地方公務員法」に改め、「規定する地方公務員」の次に「並びに地方独立行政法人の役員及び職員」を加え、同条第5号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第7号中「及び他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第8号中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号オ中「又は独立行政法人等」を「、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第23条第1項中「他の地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

（甲府市情報公開条例の一部改正）

第3条 甲府市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（甲府市個人情報保護条例の一部改正）

第4条 甲府市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第16条第4号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第2条の規定は公布の日から、第3条及び第4条の規定は平成27年4月1日から施行する。

甲府市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

甲府市長 樋 口 雄 一

## 甲府市条例第 5 号

甲府市行政手続条例の一部を改正する条例

甲府市行政手続条例（平成 9 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条～第 34 条）」を「第 4 章 行政指導（第 30 条～第 34 条の 2）  
第 4 章の 2 処分等の  
30 条～第 34 条の 2）  
に改める。  
求め（第 34 条の 3）」

第 2 条第 3 号に次のただし書を加える。

ただし、第 7 号、第 32 条及び第 33 条第 2 項においては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

第 2 条第 5 号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 3 条中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同条第 7 号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 8 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第 33 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第 4 章中第 34 条の次に次の 1 条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容

- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
  - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
  - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第6号

甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例

(甲府市職員給与条例の一部改正)

第1条 甲府市職員給与条例(昭和24年6月条例第21号)の一部を次のように改正する。

第11条第6項中「職員を」を「職員(55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員(次項において「特定年齢職員」という。)を除く。以下この項において同じ。)を」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 特定年齢職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第24条の2第2項中「100分の18」を「100分の20」に改め、同条第3項中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第25条第2項第2号イ中「4,800円」を「4,900円」に、同号ウ中「5,900円」を「6,000円」に、同号エ中「7,100円」を「7,700円」に、同号オ中「8,300円」を「9,000円」に、同号カ中「9,500円」を「10,300円」に、同号キ中「10,600円」を「11,900円」に、同号ク中「11,800円」を「13,200円」に、同号ケ中「580円を11,800円」を「660円を13,200円」に改め、同項第3号イ中「4,100円」を「4,200円」に、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に、同号エ中「8,900円」を

「10,000円」に、同号オ中「1万1,300円」を「12,900円」に、同号カ中「1万3,700円」を「15,800円」に、同号キ中「1万6,100円」を「18,700円」に、同号ク中「1万8,500円」を「21,600円」に、同号ケ中「2万900円」を「24,400円」に、同号コ中「2万1,800円」を「26,200円」に、同号サ中「2万2,700円」を「28,000円」に、同号シ中「2万3,600円」を「29,800円」に、同号ス中「2万4,500円」を「31,600円」に改める。

第31条第1項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第49条の3第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第31条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

別表第3を次のように改める。



## 別表第3（第9条関係）

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	

32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		

68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			

104		295,800	344,000						
105		296,000	344,500						
106		296,300	344,900						
107		296,700	345,300						
108		297,000	345,700						
109		297,200	346,200						
110		297,600	346,600						
111		298,000	346,900						
112		298,300	347,200						
113		298,400	347,700						
114		298,700							
115		299,000							
116		299,400							
117		299,600							
118		299,800							
119		300,100							
120		300,400							
121		300,800							
122		301,000							
123		301,300							
124		301,600							
125		301,900							
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第4イの表及びウの表を次のように改める。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	142,400	180,300	215,500	242,000	275,700	323,700
	2	143,800	181,900	217,100	243,400	277,800	325,700
	3	145,200	183,500	218,700	244,700	280,000	327,900
	4	146,600	185,100	220,300	246,100	282,200	330,100
	5	147,800	186,600	221,700	247,400	284,400	332,100
	6	149,600	188,200	223,300	248,700	286,500	334,300
	7	151,300	189,800	224,800	250,000	288,700	336,400
	8	153,000	191,300	226,400	251,300	290,900	338,600
	9	154,700	192,900	227,900	252,700	292,900	340,600
	10	156,400	194,600	229,400	253,700	295,100	342,700
	11	158,100	196,200	230,800	254,900	297,200	344,900
	12	159,900	197,900	232,200	256,100	299,400	347,000
	13	161,400	199,500	234,000	257,400	301,600	348,700
	14	163,300	201,100	235,400	259,100	303,600	350,700
	15	165,300	202,700	236,700	260,700	305,700	352,600
	16	167,200	204,300	238,100	262,300	307,700	354,600
	17	169,100	205,800	239,400	263,900	309,900	356,600
	18	171,000	207,500	240,700	265,800	311,900	358,600
	19	172,800	209,200	242,000	267,600	314,000	360,600
	20	174,700	210,900	243,300	269,500	316,100	362,600
	21	176,600	212,200	244,700	271,300	318,000	364,400
	22	178,100	213,700	245,800	273,100	320,000	366,400
	23	179,600	215,100	247,000	275,000	321,900	368,500
	24	181,100	216,600	248,200	276,800	323,900	370,600
	25	182,700	218,000	249,400	278,600	325,900	372,000
	26	184,200	219,400	251,000	280,500	327,800	373,800
	27	185,700	220,800	252,500	282,400	329,800	375,600
	28	187,100	222,100	254,000	284,200	331,800	377,300
	29	188,700	223,600	255,500	286,200	333,400	379,100
	30	190,000	225,000	257,300	288,100	335,200	380,600
	31	191,300	226,600	259,100	289,900	336,900	382,200
32	192,600	228,000	260,800	291,800	338,700	383,900	

33	194,000	229,500	262,300	293,600	340,500	385,200
34	195,400	230,900	264,100	295,300	342,300	386,500
35	196,800	232,100	265,800	297,100	344,200	387,800
36	198,200	233,400	267,600	298,900	346,000	389,000
37	199,300	234,900	269,100	300,400	347,800	390,100
38	200,600	236,200	270,800	302,100	349,500	391,300
39	201,900	237,500	272,500	303,800	351,100	392,400
40	203,200	238,900	274,200	305,400	352,800	393,500
41	204,400	240,200	275,900	307,200	354,000	394,300
42	205,600	241,600	277,500	308,900	355,100	395,100
43	206,800	242,900	279,200	310,500	356,300	395,900
44	208,000	244,000	280,900	312,200	357,500	396,700
45	209,200	245,200	282,500	313,400	358,700	397,100
46	210,300	246,700	284,200	314,800	359,500	397,700
47	211,400	248,300	285,900	316,300	360,700	398,200
48	212,500	249,800	287,500	317,900	361,800	398,600
49	213,600	251,400	288,900	319,400	362,800	399,000
50	214,600	252,800	290,500	320,700	363,800	399,300
51	215,600	254,200	292,000	321,900	364,800	399,600
52	216,600	255,600	293,600	323,200	365,800	399,900
53	217,400	256,700	295,000	324,300	366,600	400,200
54	218,400	258,100	296,500	325,300	367,400	400,500
55	219,300	259,500	297,900	326,400	368,300	400,800
56	220,300	260,900	299,400	327,400	369,200	401,100
57	221,100	261,900	300,700	327,900	369,700	401,400
58	222,000	263,200	301,900	328,800	370,500	401,700
59	222,900	264,500	303,200	329,600	371,300	402,000
60	223,800	265,800	304,600	330,500	372,100	402,400
61	224,700	266,800	305,900	331,300	372,500	402,600
62	225,700	268,000	307,100	331,600	373,200	402,900
63	226,700	269,300	308,400	332,200	373,900	403,200
64	227,800	270,600	309,600	332,900	374,600	403,500
65	228,500	271,600	311,000	333,500	375,000	403,700
66	229,400	272,700	311,800	334,200	375,600	
67	230,300	273,800	312,600	334,900	376,300	
68	231,200	274,900	313,400	335,600	376,900	

69	231,900	276,000	314,000	336,300	377,300
70	232,600	277,000	314,700	336,800	377,800
71	233,300	278,100	315,400	337,400	378,300
72	234,000	279,200	316,000	338,000	378,800
73	234,700	280,100	316,700	338,300	379,400
74	235,500	280,800	316,900	338,900	379,900
75	236,300	281,400	317,500	339,400	380,500
76	237,100	282,200	318,100	340,000	381,100
77	237,700	283,000	318,700	340,500	381,600
78	238,300	283,600	319,200	341,000	382,100
79	238,900	284,200	319,700	341,500	382,600
80	239,500	284,800	320,200	341,900	383,100
81	239,900	285,500	320,800	342,200	383,400
82	240,300	286,000	321,300	342,500	383,900
83	240,700	286,400	321,700	342,900	384,300
84	241,100	286,800	322,200	343,200	384,700
85	241,500	287,000	322,700	343,700	385,100
86		287,200	323,100	344,000	
87		287,400	323,300	344,300	
88		287,600	323,700	344,600	
89		288,000	324,100	345,000	
90		288,200	324,500	345,300	
91		288,400	324,900	345,700	
92		288,600	325,300	346,000	
93		289,000	325,600	346,400	
94		289,200	325,800	346,700	
95		289,400	326,200	347,000	
96		289,700	326,500	347,300	
97		290,100	326,700	347,600	
98		290,400	327,000	348,000	
99		290,600	327,300	348,400	
100		290,900	327,600	348,800	
101		291,200	327,800	349,300	
102		291,400	328,100	349,700	
103		291,600	328,500	350,100	
104		291,900	328,700	350,500	

	105		292,200	328,800	351,000		
	106			329,100			
	107			329,500			
	108			329,700			
	109			329,900			
	110			330,300			
	111			330,700			
	112			331,100			
	113			331,300			
再任用職員		186,400	213,000	241,200	254,600	279,800	320,500

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則に定めるものに適用する。



ウ 医療職給料表（3）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900	371,800
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100	374,400
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200	377,100
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400	379,700
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600	381,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700	384,300
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900	386,600
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000	388,900
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700	390,900
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700	393,000
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600	395,200
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600	397,500
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700	399,400
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800	401,400
	15	177,500	209,200	249,900	270,800	307,500	355,900	403,600
	16	179,500	210,500	250,900	272,300	309,300	357,900	405,800
	17	181,700	211,900	251,900	273,700	311,200	359,900	407,800
	18	183,800	213,400	252,900	275,200	312,800	361,900	410,000
	19	185,900	214,900	254,000	276,600	314,500	364,000	412,200
	20	188,000	216,400	255,000	278,100	316,200	366,100	414,300
	21	190,100	217,800	256,000	279,700	317,700	367,800	416,200
	22	192,300	219,500	257,000	281,300	319,300	369,900	418,100
	23	194,500	221,200	258,100	282,800	320,900	372,000	419,900
	24	196,700	222,900	259,200	284,300	322,400	374,000	421,800
	25	198,800	224,300	260,400	285,600	324,100	376,000	423,500
	26	200,100	226,000	261,900	287,400	325,500	377,600	425,100
	27	201,400	227,700	263,200	289,200	327,000	379,500	426,800
	28	202,700	229,400	264,600	290,900	328,600	381,400	428,400
	29	203,900	231,000	266,000	292,500	330,000	383,200	429,700
	30	205,100	232,400	267,600	294,200	331,500	384,900	431,000
	31	206,400	233,700	269,200	295,800	332,900	386,800	432,600
32	207,600	234,900	270,700	297,500	334,400	388,600	434,100	

33	208,900	236,300	272,300	299,000	336,100	390,300	435,800
34	210,200	237,400	273,800	300,500	337,600	392,000	437,400
35	211,500	238,400	275,200	302,100	339,200	393,800	438,800
36	212,800	239,600	276,600	303,700	340,700	395,500	440,200
37	214,200	240,800	278,200	305,200	342,400	397,100	441,300
38	215,600	241,900	279,600	306,700	344,000	398,800	442,600
39	217,000	242,900	281,100	308,300	345,500	400,600	443,900
40	218,400	244,000	282,500	309,900	347,100	402,400	445,300
41	219,500	244,900	284,100	311,500	348,300	403,900	446,300
42	220,900	245,900	285,700	312,900	349,800	405,400	447,000
43	222,300	246,900	287,200	314,300	351,300	406,900	447,800
44	223,700	247,900	288,800	315,800	352,700	408,200	448,400
45	224,900	248,900	290,200	316,900	354,300	409,300	449,300
46	226,300	249,900	291,600	318,300	355,300	410,400	450,000
47	227,600	251,000	293,100	319,700	356,800	411,500	450,800
48	228,900	252,100	294,600	321,200	358,100	412,700	451,600
49	230,000	253,100	295,900	322,400	359,500	414,000	452,300
50	231,100	254,500	297,200	323,800	360,900	415,100	453,000
51	232,300	255,700	298,600	325,100	362,200	416,300	453,700
52	233,400	257,000	300,000	326,400	363,600	417,400	454,500
53	234,600	258,300	301,500	327,800	365,100	418,600	455,300
54	235,700	259,900	302,800	329,200	366,300	419,600	456,100
55	236,800	261,400	304,200	330,600	367,400	420,700	456,800
56	237,800	262,900	305,600	331,900	368,600	421,800	457,500
57	238,900	264,500	306,700	332,800	369,700	422,900	458,300
58	240,000	266,100	307,900	334,100	370,600	423,400	
59	240,900	267,600	309,200	335,300	371,600	424,000	
60	241,900	269,200	310,600	336,600	372,600	424,400	
61	243,000	270,600	311,700	337,700	373,200	425,000	
62	244,000	272,100	313,000	338,600	374,000	425,500	
63	245,000	273,600	314,300	339,800	374,800	425,900	
64	246,100	275,000	315,500	341,100	375,600	426,400	
65	247,000	276,600	316,800	342,200	376,300	427,000	
66	248,200	278,100	318,100	343,400	377,000	427,400	
67	249,400	279,600	319,400	344,600	377,800	427,700	
68	250,400	281,100	320,700	345,700	378,500	428,000	

69	251,300	282,300	321,400	346,700	379,100	428,400
70	252,500	283,800	322,500	347,700	379,700	
71	253,800	285,300	323,600	348,800	380,400	
72	255,000	286,700	324,500	349,900	381,000	
73	256,400	287,900	325,800	350,700	381,700	
74	257,700	289,300	326,500	351,800	382,200	
75	259,000	290,700	327,600	352,900	382,800	
76	260,300	292,000	328,800	354,000	383,300	
77	261,300	293,500	329,900	354,700	383,700	
78	262,400	294,800	331,100	355,500	384,300	
79	263,700	296,000	332,200	356,300	384,800	
80	265,000	297,300	333,400	357,000	385,100	
81	266,100	298,100	334,500	357,600	385,400	
82	267,100	299,300	335,600	358,100	385,900	
83	268,200	300,500	336,600	358,700	386,300	
84	269,300	301,700	337,700	359,200	386,600	
85	270,200	302,800	338,600	359,800	386,900	
86	271,100	304,000	339,600	360,300	387,400	
87	272,200	305,200	340,500	360,900	387,900	
88	273,300	306,300	341,500	361,400	388,300	
89	274,300	307,600	342,500	361,800	388,600	
90	275,200	308,800	343,300	362,200	389,000	
91	276,200	310,000	344,100	362,800	389,500	
92	277,200	311,200	344,900	363,300	389,900	
93	278,200	312,000	345,500	363,600	390,300	
94	279,200	312,700	346,100	364,100		
95	280,100	313,400	346,800	364,500		
96	281,100	314,000	347,400	364,800		
97	282,000	314,700	347,800	365,400		
98	282,800	315,000	348,200	365,900		
99	283,500	315,600	348,700	366,400		
100	284,400	316,300	349,100	366,900		
101	285,200	316,700	349,600	367,500		
102	286,000	317,300	350,000	368,000		
103	286,800	317,900	350,500	368,500		
104	287,600	318,500	350,900	368,900		

105	288,300	318,900	351,200	369,500
106	288,800	319,400	351,700	370,000
107	289,300	319,900	352,100	370,500
108	289,800	320,400	352,400	371,000
109	290,000	320,800	352,900	371,600
110	290,300	321,200	353,400	372,000
111	290,500	321,500	353,900	372,500
112	290,900	321,800	354,400	373,000
113	291,200	322,200	354,900	373,600
114	291,400	322,600	355,400	
115	291,800	323,000	355,900	
116	292,100	323,300	356,300	
117	292,400	323,500	356,700	
118	292,700	323,800	357,100	
119	293,000	324,200	357,600	
120	293,400	324,400	358,100	
121	293,700	324,600	358,500	
122	294,100	324,900	359,000	
123	294,400	325,200	359,500	
124	294,800	325,500	360,000	
125	295,000	325,700	360,300	
126	295,200	326,000		
127	295,500	326,400		
128	295,900	326,600		
129	296,100	326,700		
130	296,400	327,000		
131	296,800	327,400		
132	297,200	327,600		
133	297,400	327,900		
134	297,700	328,300		
135	298,100	328,700		
136	298,400	329,100		
137	298,600	329,400		
138	298,900	329,800		
139	299,300	330,200		
140	299,600	330,600		

	141	299,800	330,900					
	142	300,200	331,300					
	143	300,600	331,600					
	144	300,900	332,000					
	145	301,000	332,300					
	146	301,300	332,700					
	147	301,600	333,100					
	148	302,000	333,500					
	149	302,200	333,800					
	150	302,400	334,200					
	151	302,700	334,600					
	152	303,000	335,000					
	153	303,400	335,300					
	154	303,600						
	155	303,800						
	156	304,100						
	157	304,400						
	158	304,700						
	159	305,000						
	160	305,300						
	161	305,700						
	162	306,000						
	163	306,300						
	164	306,600						
	165	307,000						
	166	307,300						
	167	307,600						
	168	307,900						
	169	308,300						
再任用職員		232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900	368,300

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則に定めるものに適用する。

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 甲府市職員退職手当支給条例(昭和25年10月条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「4万5,850円」を「5万9,550円」に改め、同項第2号中「4万1,700円」を「5万4,150円」に改め、同項第3号中「3万3,350円」を「4万3,350円」に改め、同項第4号中「2万5,000円」を「3万2,500円」に改め、同項第5号中「2万850円」を「2万7,100円」に改め、同項第6号中「1万6,700円」を「2万1,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の次に「(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

(甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 甲府市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月条例第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「377,000」を「370,000」に、「426,000」を「418,000」に、「479,000」を「470,000」に、「542,000」を「531,000」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。  
(規則への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 7 号

甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

甲府市自転車駐車場条例（平成 19 年 9 月条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

甲府市甲府駅北口第 2 自転車駐車場	甲府市北口二丁目 170 番 9 ほか	を に
甲府市甲府駅南口第 1 自転車駐車場	甲府市丸の内一丁目 12 番 1 ほか	

改める。

第 5 条に次のただし書を加える。

ただし、甲府市甲府駅南口第 1 自転車駐車場にあっては、午前 1 時から午前 5 時までの間は、自転車を入場し、又は出場することができない。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。



甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第8号

甲府市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

甲府市立保育所設置及び管理条例（昭和62年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

120
90
90
30
60
90

を

125
90
95
30
70
70

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市条例第 9 号

甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例

甲府市福祉センター条例（昭和 49 年 3 月条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

甲府市相生福祉センター	甲府市相生二丁目 17 番 1 号
-------------	-------------------

第 3 条中「及び甲府市相川福祉センター」を「、甲府市相川福祉センター及び甲府市相生福祉センター」に改める。

別表の甲府市相川福祉センターの表の次に次の 1 表を加える。

甲府市相生福祉センター

施設の区分	利用の種別	
	専用のもの	共用のもの
老人センター	集会室、会議室、機能回復訓練室	会議室、生活・保健指導室、資料室、栄養指導室、図書・教養娯楽室、技術室、浴室 2、ロビー、湯沸室 2
障害者センター	休養室、機能回復訓練室、特殊浴室	
母子・父子センター	休養室 2	

### 附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第10号

甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第32条第26号」を「第32条第27号」に改める。

第30条第2項第1号中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同項第2号エ中「第32条第13号」を「第32条第14号」に改め、同号オ中「第32条第14号」を「第32条第15号」に改める。

第32条第7号中「第13号」を「第14号」に改め、同条第9号中「第16号及び第23号」を「第17号及び第24号」に改め、同条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第16号を第17号とし、同条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所（県条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条中第14号を第15号とし、同条第13号中「第15号」を「第16号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第59号。以下この号及び第15号に

において「県条例」という。)第40条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)」を「介護予防訪問看護計画書」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書(山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成24年山梨県条例第59号。以下この号、次号及び第16号において「県条例」という。))第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。)等県条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第32条に次の1号を加える。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日までに介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第2項に規定する要支援認定を受けた被保険者その他厚生労働省令で定める者については、当該要支援認定の有効期間(介護保険法第33条第1項に規定する有効期間をいう。)の末日までは、この条例による改正前の第32条第12号の規定及び同条第15号イの規定は、なおその効力を有する。

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第11号

### 甲府市介護保険条例の一部を改正する条例

甲府市介護保険条例（平成12年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度」を「平成27年度から平成29年度」に改め、同条第1号中「3万3,120円」を「3万5,230円」に改め、同条第2号中「第39条第1項第2号」を「第39条第1項第3号」に、「3万3,120円」を「5万2,850円」に改め、同条第3号中「第39条第1項第3号」を「第39条第1項第4号」に、「4万9,680円」を「6万3,420円」に改め、同条第4号中「第39条第1項第4号」を「第39条第1項第5号」に、「6万6,250円」を「7万4,700円」に改め、同条第5号中「7万9,500円」を「8万4,560円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同条第6号中「8万2,810円」を「8万8,080円」に改め、同条第7号中「8万6,120円」を「9万1,610円」に改め、同条第8号中「9万9,370円」を「10万5,700円」に改め、同号ア中「300万円」を「290万円」に改め、同条第9号中「11万5,930円」を「12万3,320円」に改め、同条第10号中「13万2,500円」を「14万9,400円」に改め、同条第11号中「13万9,120円」を「14万7,980円」に改め、同条第12号中「14万5,750円」を「15万5,030円」に改め、同条第13号中「15万2,370円」を「16万2,080円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、

同号の規定にかかわらず、3万1,710円とする。

第9条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号口」を「第4号口若しくは第5号口」に改める。

附則に次の3項を加える。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

1 1 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行わず、平成28年4月1日から行うものとする。

1 2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間に行わず、平成27年10月1日から行うものとする。

1 3 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行わず、平成28年4月1日から行うものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第39条第1項第2号に掲げる第1号被保険者に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、4万9,320円とする。

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第12号

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第84条第3項、第85条、第192条第10項、第193条第2項及び第194条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第7条第2項中「又は山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第59号。以下「予防サービス条例」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第83条第6項第1号」を「第83条第6項」に改め、同項第6号中「第83条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め、同項第7号中「第83条第6項第3号」を「第83条第6項」に改める。

第24条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第33条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第61条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第64条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）にあつては、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第66条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第79条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わな



ればならない。

- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第5号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条第2項」に改める。

第81条中「、第41条」を削る。

第83条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「ときは、当該」を「ときは、同表の右欄に掲げる当該」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第83条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第84条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場

合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第86条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第92条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第107条中「第83条第6項各号」を「第83条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第114条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第122条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第136条を次のように改める。

第136条 削除

第149条第2項第9号を削る。

第152条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第153条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第13項中「若しくは予防サービス条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第153条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第177条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第106条第3項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第181条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第191条中「以下「指定複合型サービス」を「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条

第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第194条の見出しを「（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第195条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第196条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第197条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第198条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第201条第1項及び第202条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第203条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第83条第6項各号」を「第83条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市条例第13号

甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）にあつては、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第9条第1項中「第45条第6項第2号」を「第45条第6項」に、「第45条第6項第3号」を「第45条第6項」に改める。

第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第45条第6項第4号」を「第45条第6項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第45条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に、「ときは、当該」を「ときは、同表の右欄に掲げる当該」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第46条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日

常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第64条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第66条中「及び第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改める。

第67条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第71条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

附 則



この条例は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第14号

##### 甲府市学校職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市学校職員給与条例（昭和28年1月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「職員を」を「職員（55歳（教育委員会が定める職員にあつては、56歳以上の年齢で教育委員会が定めるもの）に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員（次項において「特定年齢職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）を」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定年齢職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて教育委員会が定める基準に従い決定するものとする。

第18条の2第2項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第19条第2項第2号イ中「4,800円」を「4,900円」に、同号ウ中「5,900円」を「6,000円」に、同号エ中「7,100円」を「7,700円」に、同号オ中「8,300円」を「9,000円」に、同号カ中「9,500円」を「10,300円」に、同号キ中「10,600円」を「11,900円」に、同号ク中「11,800円」を「13,200円」に、同号ケ中「580円を11,800円」を「660円を13,200円」に改め、同項第3号イ中「4,100円」を「4,200円」に、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に、同号オ中「1万1,300円」を「12,900円」に、同号カ中「1万3,700円」を「15,800円」に、同号キ中「1万6,100円」を「18,700

円」に、同号ク中「1万8,500円」を「21,600円」に、同号ケ中「2万900円」を「24,400円」に、同号コ中「2万1,800円」を「26,200円」に、同号サ中「2万2,700円」を「28,000円」に、同号シ中「2万3,600円」を「29,800円」に、同号ス中「2万4,500円」を「31,600円」に改める。

第24条の2第1項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第25条の2第1項に規定する者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第24条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において教育委員会で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において教育委員会で定める額

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 (第9条関係)

## 高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800	

32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
38	220,100	276,000	342,800	398,000	
39	221,900	278,100	345,000	399,400	
40	223,700	280,200	347,100	400,800	
41	225,400	282,200	349,200	402,500	
42	227,100	284,800	351,300	403,900	
43	228,700	287,200	353,300	405,200	
44	230,300	289,700	355,400	406,700	
45	232,000	291,900	357,400	408,300	
46	233,400	294,500	359,500	409,600	
47	234,800	297,000	361,500	411,100	
48	236,200	299,700	363,500	412,700	
49	237,700	302,100	365,300	414,400	
50	239,200	304,500	367,100	415,800	
51	240,600	307,000	369,100	417,400	
52	242,100	309,400	371,100	418,900	
53	243,400	311,800	373,000	420,600	
54	244,700	314,000	374,800	422,100	
55	246,100	316,100	376,600	423,700	
56	247,500	318,300	378,300	425,300	
57	248,900	320,600	379,800	426,800	
58	250,000	322,700	381,400	428,300	
59	251,300	324,900	383,100	429,500	
60	252,600	326,900	384,800	430,700	
61	253,900	329,100	386,000	431,900	
62	255,400	331,200	387,400	433,200	
63	256,800	333,400	388,800	434,500	
64	258,100	335,600	390,100	435,700	
65	259,500	337,500	391,500	436,900	
66	261,100	339,700	392,700	438,100	
67	262,700	341,800	394,100	439,300	

68	264,400	344,000	395,500	440,500
69	265,900	346,000	396,800	441,700
70	267,300	348,000	398,100	442,900
71	268,800	350,100	399,500	444,100
72	270,300	352,100	400,800	445,300
73	271,400	353,900	402,100	446,400
74	272,800	355,800	403,500	447,000
75	274,200	357,700	404,900	447,500
76	275,500	359,600	406,200	448,000
77	276,900	361,500	407,400	448,500
78	278,100	363,200	408,600	
79	279,300	364,900	409,900	
80	280,500	366,500	411,300	
81	281,700	368,000	412,600	
82	282,900	369,500	413,800	
83	284,100	371,000	414,800	
84	285,300	372,400	416,000	
85	286,500	373,500	417,200	
86	287,600	374,900	418,400	
87	288,800	376,300	419,600	
88	290,000	377,600	420,600	
89	291,200	378,900	421,700	
90	292,300	380,200	422,700	
91	293,500	381,400	423,700	
92	294,700	382,700	424,700	
93	295,500	384,000	425,600	
94	296,500	385,100	426,400	
95	297,700	386,400	427,200	
96	298,900	387,600	428,000	
97	299,900	389,000	428,800	
98	301,000	390,000	429,200	
99	302,000	391,100	429,600	
100	303,100	392,100	430,000	
101	304,000	393,000	430,400	
102	305,100	394,000	430,700	
103	306,200	395,100	431,000	

104	307, 200	396, 200	431, 300
105	307, 800	396, 900	431, 600
106	308, 700	397, 800	431, 900
107	309, 500	398, 700	432, 200
108	310, 300	399, 600	432, 400
109	311, 200	400, 400	432, 600
110	311, 600	401, 300	
111	312, 000	402, 100	
112	312, 500	402, 900	
113	313, 100	403, 500	
114	313, 500	404, 200	
115	314, 000	404, 900	
116	314, 500	405, 600	
117	315, 100	406, 200	
118	315, 600	406, 700	
119	316, 000	407, 100	
120	316, 500	407, 500	
121	317, 000	407, 900	
122	317, 400	408, 200	
123	317, 900	408, 500	
124	318, 400	408, 700	
125	319, 000	408, 900	
126	319, 300	409, 200	
127	319, 600	409, 500	
128	319, 900	409, 700	
129	320, 100	409, 900	
130	320, 400	410, 200	
131	320, 700	410, 500	
132	321, 000	410, 700	
133	321, 200	410, 900	
134	321, 400	411, 200	
135	321, 600	411, 500	
136	321, 900	411, 700	
137	322, 200	411, 900	
138	322, 400	412, 200	
139	322, 700	412, 500	

	140	323,000	412,700			
	141	323,200	412,900			
	142	323,400	413,200			
	143	323,700	413,500			
	144	323,900	413,700			
	145	324,200	413,900			
	146	324,400				
	147	324,700				
	148	325,000				
	149	325,200				
	150	325,400				
	151	325,700				
	152	326,000				
	153	326,200				
再任用職員		231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

備考(1) この表は、高等学校に勤務する職員に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3を次のように改める。



## 別表第3 (第9条関係)

## 商科専門学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	173,500	208,200	267,500	339,600	474,600
	2	176,100	210,300	270,500	342,800	476,800
	3	178,700	212,400	273,400	346,000	479,000
	4	181,400	214,500	276,200	349,300	481,100
	5	184,100	216,400	279,100	352,400	483,000
	6	186,900	218,500	281,700	354,700	484,900
	7	189,700	220,600	284,100	357,200	486,800
	8	192,600	222,600	286,600	359,800	488,700
	9	195,500	224,800	289,200	362,500	490,700
	10	198,500	227,200	291,800	364,700	492,700
	11	201,400	229,600	294,400	367,000	494,700
	12	204,300	232,000	297,000	369,200	496,600
	13	207,000	234,200	299,300	371,300	498,300
	14	208,700	236,500	301,500	373,800	500,100
	15	210,400	238,800	303,700	376,300	501,900
	16	212,100	241,100	305,800	378,800	503,800
	17	213,800	243,400	308,300	381,100	505,500
	18	215,600	246,500	310,900	383,400	507,200
	19	217,400	249,600	313,500	385,800	509,000
	20	219,100	252,700	316,100	388,100	510,900
	21	221,000	255,500	318,600	390,600	512,500
	22	222,900	258,500	321,700	393,100	514,100
	23	224,900	261,400	324,600	395,800	515,700
	24	226,900	264,300	327,700	398,400	517,200
	25	228,700	267,100	330,700	400,900	518,700
	26	230,700	269,700	333,600	403,400	520,100
	27	232,700	272,300	336,500	405,800	521,500
	28	234,700	275,100	339,400	408,300	522,800
	29	236,500	278,000	342,300	410,400	523,900
	30	238,400	280,200	344,800	412,900	524,900
31	240,400	282,400	347,400	415,300	525,900	

32	242,400	284,600	349,900	417,700	526,900
33	244,200	286,900	352,400	419,700	527,700
34	246,200	289,100	354,600	422,000	528,500
35	248,100	291,400	356,900	424,300	529,400
36	250,000	293,500	359,200	426,700	530,300
37	251,700	295,600	361,500	428,900	531,100
38	253,400	297,500	363,600	431,100	532,000
39	255,000	299,400	365,900	433,400	532,600
40	256,800	301,400	368,100	435,700	533,100
41	258,500	303,300	370,400	438,100	533,700
42	259,700	305,700	372,400	440,300	534,400
43	260,800	308,000	374,500	442,700	535,100
44	261,900	310,400	376,600	445,100	535,600
45	263,100	312,500	378,400	447,200	536,100
46	264,100	314,700	380,400	449,200	536,800
47	265,100	317,100	382,300	451,300	537,400
48	266,000	319,600	384,300	453,500	538,000
49	267,000	322,100	385,700	455,700	538,500
50	267,700	324,500	387,500	457,800	
51	268,600	326,800	389,200	460,100	
52	269,600	329,000	391,000	462,300	
53	270,500	331,300	392,200	464,100	
54	271,600	333,300	393,800	465,700	
55	272,600	335,300	395,400	467,400	
56	273,600	337,200	397,100	469,200	
57	274,500	339,100	398,500	470,700	
58	275,900	341,000	400,200	471,800	
59	277,300	343,000	401,900	472,900	
60	278,700	345,000	403,500	474,000	
61	279,900	346,900	404,800	475,100	
62	281,300	348,700	406,400	476,200	
63	282,600	350,600	407,900	477,300	
64	283,900	352,400	409,500	478,400	
65	285,000	354,300	410,900	479,400	
66	286,300	356,200	411,900	480,500	
67	287,600	358,000	412,900	481,500	

68	288,900	359,800	413,800	482,600
69	290,300	361,500	414,800	483,500
70	291,400	363,200	415,800	484,500
71	292,400	365,000	416,900	485,500
72	293,400	366,700	417,800	486,600
73	294,600	368,200	418,500	487,500
74	295,600	369,800	419,300	488,500
75	296,700	371,300	420,300	489,500
76	297,800	372,900	421,300	490,500
77	298,600	374,600	422,300	491,400
78	299,600	376,300	423,300	492,200
79	300,600	378,000	424,300	493,100
80	301,500	379,600	425,200	494,000
81	302,300	381,100	425,900	494,800
82	303,200	382,600	426,800	495,600
83	304,100	384,100	427,700	496,400
84	305,000	385,700	428,500	497,200
85	305,700	386,700	429,400	497,700
86	306,400	388,000	430,200	498,400
87	307,200	389,400	431,000	499,200
88	308,100	390,700	431,900	500,000
89	309,000	392,100	432,600	500,700
90	309,800	393,200	433,100	501,500
91	310,600	394,300	433,700	502,100
92	311,300	395,500	434,100	502,500
93	312,000	396,300	434,600	503,000
94	312,700	397,400	435,100	503,600
95	313,400	398,500	435,500	504,100
96	314,100	399,500	435,900	504,600
97	314,500	400,400	436,100	505,000
98	314,900	401,400	436,500	
99	315,300	402,400	436,800	
100	315,700	403,300	437,100	
101	316,000	404,100	437,400	
102	316,400	405,100	437,700	
103	316,700	406,100	438,000	

104	317,100	407,100	438,300
105	317,600	407,700	438,500
106	318,000	408,400	438,800
107	318,500	409,100	439,100
108	319,000	409,700	439,300
109	319,400	410,200	439,500
110	319,900	410,600	439,800
111	320,300	410,900	440,100
112	320,800	411,200	440,300
113	321,100	411,400	440,500
114	321,600	411,700	
115	322,000	412,000	
116	322,500	412,300	
117	322,800	412,500	
118	323,200	412,800	
119	323,700	413,100	
120	324,200	413,300	
121	324,400	413,500	
122	324,800	413,800	
123	325,300	414,100	
124	325,600	414,300	
125	325,800	414,500	
126	326,100		
127	326,600		
128	327,100		
129	327,300		
130	327,700		
131	328,200		
132	328,600		
133	328,800		
134	329,200		
135	329,700		
136	329,900		
137	330,200		
138	330,600		
139	331,000		

	140	331,400				
	141	331,900				
再任用職員		245,400	291,000	308,400	373,300	466,700

備考 この表は、商科専門学校に勤務する職員に適用する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(教育委員会が定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。  
(教育委員会への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

甲府市社会教育センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第 15 号

甲府市社会教育センター条例を廃止する条例

甲府市社会教育センター条例（昭和 46 年 12 月条例第 53 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和 43 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 27 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第16号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の市営住宅の表中

「

5	里吉団地第十一	里吉二丁目3番	中層耐火構造5階建 1戸 74.37㎡	40 戸
---	---------	---------	------------------------	---------

」

「

5	里吉団地第十一	里吉二丁目3番	中層耐火構造5階建 1戸 74.37㎡	40 戸
6	里吉団地第十二	里吉二丁目10番	中層耐火構造5階建 1戸 87.49㎡	20 戸

」

改め、別表の特定市営住宅の表中

「

平成 6	里吉団地第 十二	里吉二丁目 10番	中層耐火構造5 階建 1戸 87.49㎡	20 戸	69,400円
7	里吉団地第 十三	里吉二丁目 10番	中層耐火構造5 階建 1戸 87.50㎡	10 戸	69,400円

」

「

平成 7	里吉団地第 十三	里吉二丁目 10番	中層耐火構造5 階建 1戸 87.50㎡	10 戸	69,400円
---------	-------------	--------------	----------------------------	---------	---------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口雄一

#### 甲府市条例第17号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年3月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項に規定する場合のほか、第3条の2の規定により管理職手当を支給される職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 18 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例（昭和 51 年 12 月条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 28 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市条例第 19 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年 3 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「教育長の給与等に関する条例」の次に「（以下この項において「廃止前の条例」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、廃止前の条例附則第 9 項中「平成 27 年 3 月 31 日」とあるのは、「平成 28 年 3 月 31 日」とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第20号

### 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第10条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に改め、同項第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改め、同条第4項中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第5項中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

第14条の5中「51万円」を「52万円」に改める。

第14条の5の10中「16万円」を「17万円」に改める。

第14条の10中「14万円」を「16万円」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

## 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 25 日

甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市条例第 21 号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例（平成 3 年 6 月条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この条例による改正後の第 21 条の規定は適用せず、この条例による改正前の第 21 条の規定は、なおその効力を有する。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第22号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第32条の10第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に、「本項」を「この項」に改める。

第32条の11第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第171条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第5条の2第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40

項」に改める。

附則第6条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第7条の前の見出し及び同条、第7条の3並びに第8条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第12条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第12条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。



第64条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第13条の前の見出し及び同条、第13条の2、第13条の3並びに第14条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第19条の4の次に次の見出し及び2条を加える。

（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）

第19条の5 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第27条の6第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条の2第4項の規定による申告書の提出（第29条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定す

る確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、都道府県知事又は市町村長(特別区長を含む。以下この条において同じ。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事又は市町村長に対し、法施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他法施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 市長は、申告特例の求めを受けたときは、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、法施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 市長は、申告特例通知書の送付を受けた場合において、申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当し、同項前段の規定の適用を受けるときは、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

第19条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年6月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中甲府市市税条例附則第12条の改正規定を次のように改める。

附則第12条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第64条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第64条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第3号中「第64条の改正規定」を「第64条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第33条の2第1項及び」の次に「第64条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）」、同号イ並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第64条」を「第64条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第64条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限

る。)、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第12条」を「附則第12条第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中甲府市市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の甲府市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第19条の5の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第19条の5第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第19条の6の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第12条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用

する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

---

# 規則

---

平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第6号

平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成27年3月条例第6号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成27年改正条例附則第3項の規則で定める職員)

第2条 平成27年改正条例附則第3項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第1項第1号において同じ。）をした職員
- (2) 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第1項第2号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）第21条、甲府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第18号）第6条又は甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月条例第38号）第10条の規定による号給の調整をいう。次条第1項第2号において同じ。）をされたもの

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間

イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第1号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間

エ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間

オ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第9条の2に規定する傷病休暇又は第16条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

カ 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

(3) 切替日以降に再任用職員異動（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第2条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第1項第3号において同じ。）をした職員

(4) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成27年改正条例附則第4項の規定による給料の支給）

第3条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成27年改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

(1) 降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

- (2) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 平成27年改正条例第1条の規定による改正前の甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）別表3及び別表4の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）
- イ 当該再任用職員異動後において地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- (4) 給料表の適用を異にする異動をした場合（次号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (5) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成27年改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

（平成27年改正条例附則第5項の規定による給料の支給）

第4条 人事交流等職員（切替日以降に、給料表の適用を受けない地方公務員、国家公務員、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者その他市長の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等



職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあつては、市長の定める額)に達しないこととなるもの(人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員でなくなったものを除く。)には、その差額に相当する額を、平成27年改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成27年改正条例附則第4項の規定による給料の額に相当する額を、平成27年改正条例附則第5項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第5条 平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例  
施行規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市規則第 7 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する  
条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者  
負担額に関する条例（平成 27 年 3 月条例第 3 号。以下「条例」という。）の施  
行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第 2 条 条例第 3 条に規定する利用者負担額は、支給認定保護者の属する世帯の階  
層区分に応じ、別表に定める額とする。

2 4 月から 8 月までの月分の利用者負担額にあつては前年度分の市町村民税の課  
税額により、9 月から翌年の 3 月までの月分の利用者負担額にあつては当該年度  
分の市町村民税の課税額により算定するものとする。

3 利用者負担額の算定に当たつての年齢は、当該年度の初日の前日における年齢  
とし、当該年度中は、その年齢を適用する。

(利用者負担額の納付等)

第 3 条 支給認定保護者は、その月分の利用者負担額を、当該月の末日までに納付  
しなければならない。

2 前項の利用者負担額のうち保育所（法第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。  
以下同じ。）に係るものについては市長に、それ以外のものについては直接それ  
ぞれ利用する特定教育・保育施設（保育所を除く。）又は特定地域型保育事業者  
に納付するものとする。

3 市長は、法附則第6条第5項の規定により、保育所に係る利用者負担額の収納の事務を私人に委託することができる。

4 前項の規定による利用者負担額の収納の事務の委託に関する取扱いについては、甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）に定めるところによる。

（利用者負担額の減免）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯であつて、利用者負担額を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(1) 当該世帯の主たる所得者が倒産等やむを得ない理由により失業又は休廃業をし、世帯の収入が著しく減少した世帯

(2) 当該世帯の主たる所得者が傷病により失業又は休廃業をし、世帯の収入が著しく減少した世帯

(3) 世帯の居住用家屋が天災その他の不慮の災害により損害を受けた世帯

2 前項の規定により利用者負担額の減額又は免除を受けようとする者は、利用者負担額減免申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、審査の上、利用者負担額減免可否決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

（その他の事項）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 甲府市保育料徴収規則（昭和56年3月規則第24号）は、廃止する。

3 平成27年4月から同年8月までの間における利用者負担額の算定に当たっては、階層区分の決定に際し、市長は、必要な調整を行うことができる。

別表（第2条関係）

1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特定地域型保育（特別利用地域型保育に限る。）を受けたときの利用者負担額

各月初日の在籍入所児童 の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層 区分	定義		
第1階層	生活保護世帯等	0円	
第2階層	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯又は当該年度分の市町村民税の課税世帯のうち均等割の額のみ の世帯	ひとり親世帯等	0円
		ひとり親世帯等 以外の世帯	2,200円
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度分の市町村民税が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	12,900円
		ひとり親世帯等 以外の世帯	13,800円
第4階層	当該年度分の市町村民税が77,100円を超え211,200円以下の世帯	18,200円	
第5階層	当該年度分の市町村民税が211,200円を超える世帯	23,400円	

2 特定教育・保育（保育に限る。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育を除く。）を受けたときの利用者負担額

各月初日の在籍入所児童 の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）						
階層 区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A 階層	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B 階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	
		ひとり親世帯等 以外の世帯	4,400円	4,400円	3,200円	3,200円	3,200円	3,200円
C 階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯のうち、均等割の額のみ の世帯	10,400円	10,200円	7,600円	7,500円	7,600円	7,500円	
D1 階層	A階層を除き、当該年度分の市	48,600円未満	14,200円	14,000円	10,600円	10,400円	10,600円	10,400円

D 2 階層	町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 52,000円未満	17,200円	16,900円	14,600円	14,300円	14,600円	14,300円
D 3 階層		52,000円以上 67,000円未満	19,200円	18,900円	16,600円	16,300円	16,600円	16,300円
D 4 階層		67,000円以上 85,000円未満	20,200円	19,900円	17,600円	17,300円	17,600円	17,300円
D 5 階層		85,000円以上 97,000円未満	27,400円	27,000円	23,600円	23,200円	23,600円	23,200円
D 6 階層		97,000円以上 143,000円未満	29,800円	29,300円	26,600円	26,200円	24,800円	24,400円
D 7 階層		143,000円以上 155,000円未満	36,400円	35,900円	28,400円	27,900円	25,000円	24,600円
D 8 階層		155,000円以上 169,000円未満	40,800円	40,200円	28,400円	27,900円	25,000円	24,600円
D 9 階層		169,000円以上 237,000円未満	44,400円	43,700円	28,400円	27,900円	25,000円	24,600円
D 10 階層		237,000円以上 301,000円未満	48,200円	47,400円	28,400円	27,900円	25,000円	24,600円
D 11 階層		301,000円以上	48,400円	47,600円	28,400円	27,900円	25,000円	24,600円

## 備考

- 1 この表において、「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯をいう。
- 2 この表において、「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいう。
  - (1) ひとり親世帯

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
  - (2) 障がい児又は障がい者のいる世帯

次に掲げる者（在宅である者に限る。）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) その他の世帯

生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

3 この表において、「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により1日当たりの保育時間を8時間を超え11時間までとするものをいい、「保育短時間」とは、同項の規定により1日当たりの保育時間を8時間までとするものをいう。

4 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

5 前項の場合において、地方税法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

6 B階層からD11階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、次の各号に掲げる就学前児童に係る利用者負担額は、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 就学前児童のうち、年長者（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。） 別表の1又は別表の2に定める利用者負担額

(2) 前号に掲げる者以外の就学前児童のうち、年長者（該当する児童が2人

以上の場合は、そのうち1人とする。) 別表の1又は別表の2に定める利用者負担額の2分の1に相当する額

(3) 前2号に掲げる者以外の就学前児童 零

7 C階層からD11階層までの世帯であって、ひとり親世帯（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に定める児童扶養手当を受給している世帯及びこれに準ずる父子世帯に限る。）、障がい児又は障がい者のいる世帯及びその他の世帯に該当する世帯については、別表の2により算定した利用者負担額の直近下位の利用者負担額を適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

（申請者）

住 所

氏 名

㊟

利用者負担額減免申請書

次のとおり、利用者負担額の減免を申請します。

児童名	年齢	保育所等名	階層区分	利用者負担額

減免を申請する理由

添付書類（上記理由を証するもの）

1

2



第2号様式（第4条関係）

福発第 号  
年 月 日

様

甲府市長



利用者負担額減免可否決定通知書

平成 年 月付けで申請のありました利用者負担額の軽減については、次のとおり決定したので通知します。

児童名	年齢	保育所等名	階層区分	利用者負担額

決 定	1 減免基準に該当するので、次のとおり決定する。 (1) 免除する。 (2) 減免する。（徴収する利用者負担額 月額 円） (3) 減額（免除）する期間（ 年 月から 年 月まで） ※
	2 減免基準に該当しないので、減免を行わない。

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、甲府市長に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 8 号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 甲府市事務分掌規則 (平成 8 年 3 月規則第 10 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表企画部の項中

「

リニア交通室	交通政策課	交通政策係
企画財政室	行政改革課	行政改革係
	財政課	財政係、計画調整係

を

」

「

企画財政室	行政改革課	行政改革係
	財政課	財政係、計画調整係
リニア交通室	リニア政策課	リニア政策係
	交通政策課	交通政策係

に改め、同

」

表市民部、市民総室、市民課の項中「案内係」を削り、同表福祉部（福祉事務所）、福祉総室、総務課の項中「地域医療係」を「計画係」に改め、同表福祉部（福祉事務所）、福祉総室、福祉計画課の項を削り、同表福祉部（福祉事務所）、子ども家庭支援室、児童保育課の項中「保育係、子ども計画係」を「運営係、認定給付係」に改め、同表福祉部（福祉事務所）、長寿支援室の項中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同表建設部、まち保全室、公園緑地課の項

中「公園係」の次に「、動物園整備係」を加える。

第8条第6項の表リニア交通室の項を削る。

第12条の2第1項の表出張所、上九一色出張所の項中「、整備係」を削る。

第35条第1項中「総合相談室、地域医療連携室」を「総合相談センター」に改め、同条第2項中「総合相談室、地域医療連携室」を「総合相談センター」に改め、同条第3項の表病院事務総室、医事課の項中「医事係」の次に「、請求支援係」を加える。

第37条第7号から第9号までを次のように改める。

- (7) 総合相談センターに総合相談センター長、室長、看護師長、副看護師長、係長等
- (8) 医療安全管理部に医療安全管理部長、室長、看護師長、副看護師長
- (9) 医療総合研修センターに医療総合研修センター長、係長等

第37条第10号を削る。

第39条各号列記以外の部分中「総合相談室、地域医療連携室」を「総合相談センター」に改め、同条第5号中「医療安全管理部長」を「総合相談センター長、医療安全管理部長」に改める。

第40条第2項中「総合相談室長、地域医療連携室長」を「総合相談センター長」に改め、同条第4項中「医療安全管理部長」を「総合相談センター長、医療安全管理部長」に改める。

別表第1企画部、企画総室、総務課の項第2号中「職員政策対話制度」を「目標管理委員会」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) ふるさと納税に関する事。

別表第1企画部、リニア交通室の項を削り、同表企画部、企画財政室の項の次に次のように加える。

リニア交通室	リニア政策課	(1) リニア中央新幹線に関する事。 (2) リニア駅近郊のまちづくりに関する事。
	交通政策課	(1) 公共交通体系基本構想に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 赤字路線バス対策等に関する事。</li> <li>(3) 総合交通体系の企画及び調整に関する事。</li> <li>(4) 鉄道対策に関する事。</li> </ul>
--	--

別表第1企画部、地域政策室、南北地域振興課の項を次のように改める。

南北地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 南部及び北部中山間地域の振興に関する事。</li> <li>(2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に関する事。</li> <li>(3) クリスタルラインの整備促進に関する事。</li> <li>(4) リゾート計画に関する事。</li> <li>(5) マウントピア黒平の管理に関する事。</li> <li>(6) 空き家バンク事業に関する事。</li> <li>(7) 過疎地域自立促進計画に関する事。</li> <li>(8) 編入合併地域に係るサービスの調整及び当該地域の振興に関する事。</li> </ul>
---------	--

別表第1企画部、地域政策室、まちづくり課の項に次の1号を加える。

(3) 遊休不動産のバンク事業に関する事。

別表第1福祉部（福祉事務所）、福祉総室、総務課の項中第3号から第8号までを次のように改める。

- (3) 社会福祉法人に関する事。
- (4) 福祉諸計画の調整に関する事。
- (5) 地域福祉推進計画に関する事。
- (6) 社会福祉協議会に関する事。
- (7) 臨時福祉給付金に関する事。
- (8) 子育て世帯臨時特例給付金に関する事。

別表第1福祉部（福祉事務所）、福祉総室、総務課の項に次の2号を加える。

(9) 部内の文書の総括指導に関すること。

(10) 部内の庶務に関すること。

別表第1福祉部（福祉事務所）、福祉総室、福祉計画課の項を削り、同表福祉部（福祉事務所）、福祉総室、健康衛生課の項に次の1号を加える。

(16) 地域医療支援に関すること。

別表第1福祉部（福祉事務所）、子ども家庭支援室、生活福祉課の項に次の1号を加える。

(11) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）による支援に関すること。

別表第1福祉部（福祉事務所）、子ども家庭支援室、児童育成課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同表福祉部（福祉事務所）、子ども家庭支援室、児童保育課の項を次のように改める。

児童保育課	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。</li><li>(2) 子ども・子育て会議に関すること。</li><li>(3) 保育料の徴収及び滞納処分に関すること。</li><li>(4) 保育の必要性の認定に関すること。</li><li>(5) 施設型給付及び地域型給付に関すること。</li><li>(6) 地域子ども・子育て支援事業に関すること。</li><li>(7) 公立保育所の管理運営及び保育に関すること。</li><li>(8) 給食材料の購入契約及び検収に関すること。</li><li>(9) 児童館に関すること。</li><li>(10) 放課後児童クラブに関すること。</li><li>(11) 私立幼稚園就園奨励に関すること。</li></ol>
-------	--

(12) 認定こども園への移行に関する こと。
(13) 教育・保育施設等の確認・指導監督 に関すること。
(14) 認可外保育施設に関すること。
(15) 教育・保育施設等への助成に関する こと。

別表第1福祉部（福祉事務所）、長寿支援室、高齢者福祉課の項第9号中「後期高齢者医療費の助成」を「後期高齢者医療制度」に改め、同表福祉部（福祉事務所）、長寿支援室、障害福祉課の項中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改め、第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同表環境部、廃棄物対策室、減量課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同表産業部、産業振興室、商工課の項中第14号を第15号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) プレミアム商品券に関すること。

別表第6診療部の項中「腎臓内科」を「腎臓内科」に、「乳腺外科」を「乳腺外科」に改め、同項に次のように加える。

総合診療センター	(1) 総合診療に関すること。
----------	-----------------

別表第6放射線部、放射線医療管理室の項を削り、同表中

「

総合相談室	
地域医療連携室	

を

「

総合相談センター	総合相談室
	地域医療支援室

に改める。

」

（甲府市職員職名規則の一部改正）

第2条 甲府市職員職名規則（昭和28年12月規則第29号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第1 技術職員の項中「診療部長」の次に「、総合相談センター長、医療安全管理部長、医療総合研修センター長」を加える。

(甲府市公印規則の一部改正)

第3条 甲府市公印規則(昭和44年8月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1 専用公印の表市役所印の項個数の欄中「7」を「6」に改め、同表市長印の項管守者の欄中「福祉部長寿支援室障害福祉課長」を「福祉部長寿支援室障がい福祉課長」に改め、同表証明専用市長印(番号入)の項個数の欄中「5」を「4」に改め、同表市長職務代理者印の項管守者の欄中「福祉部長寿支援室障害福祉課長」を「福祉部長寿支援室障がい福祉課長」に改め、同表証明専用市長職務代理者印(番号入)の項個数の欄中「5」を「4」に改め、同表福祉事務所長印の項管守者の欄中「福祉部長寿支援室障害福祉課長」を「福祉部長寿支援室障がい福祉課長」に改める。

(甲府市財務規則の一部改正)

第4条 甲府市財務規則(昭和62年1月規則第1号)の一部を次のように改正する。

第92条第2項の表中「都市計画課長」の次に「、住宅課長」を加え、「及び滞納整理課滞納整理係」を「、滞納整理課滞納整理係及び住宅課経理係」に改める。

第93条の表中「生涯学習課長」を「生涯学習文化課長」に、「生涯学習課生涯学習係」を「生涯学習文化課生涯学習係」に、「生涯学習課に」を「生涯学習文化課に」に改める。

第94条第2項第5号中「生涯学習課」を「生涯学習文化課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた課配属職員(部長、室長及び課長を除く。)は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部、室、課に勤務を命ぜられたものとする。

福祉部	長寿支援室	障害福祉課	福祉部	長寿支援室	障がい福祉課
市立甲府 病院	総合相談室		市立甲府 病院	総合相談セ ンター	総合相談室
	地域医療連 携室				地域医療支 援室



甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市規則第 9 号

甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部を改正する規則

甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成 19 年 3 月規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表を次のように改める。

副市長	担当事務
工藤眞幸副市長	(1) 総務部、市民部、福祉部、環境部及び市立甲府病院に属する事務 (2) 会計室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、議会及び上下水道局に関する事務
山本知孝副市長	(1) 市長室、企画部、税務部、産業部及び建設部に属する事務 (2) 農業委員会に関する事務

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市規則第 10 号

市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則の一部を改正する  
規則

市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則（昭和 49 年 3 月規則  
第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3  
号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づ  
き定められた公益財団法人山梨県農業振興公社農地中間管理事業規程（平成  
26 年 3 月 28 日）第 5 条の規定により、公益財団法人山梨県農業振興公社か  
ら委託された農地中間管理事業に係る業務に関すること。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第11号

甲府市職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員の任用等に関する規則（昭和28年12月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第5号中「公共企業体に属する」を「国家公務員の」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第12号

### 甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条の4第2項を削り、同条第1項中「第31条第2項」を「第31条第3項第1号」に、「次の各号に掲げる額」を「次に定める額（勤務に従事した時間が1時間以上3時間未満の場合はその額に100分の70、1時間未満の場合はその額に100分の40をそれぞれ乗じて得た額）」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第31条第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第13条の4第3項中「管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿」を「管理職員特別勤務実績簿兼手当整理簿（第4号様式）」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に第3項として次の1項を加える。

3 条例第31条第3項第2号の規則で定める額は、甲府市職員管理職手当支給規則別表第1に掲げる職に係る同表に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。

- (1) 1種及び2種 5,500円
- (2) 3種 4,800円
- (3) 5種及び6種 4,000円
- (4) 7種 3,000円

第13条の4に次の1項を加える。

5 条例第31条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給し

ない。

第24条の3第1項第1号中「100分の102.5以上100分の165」を「100分の93以上100分の150」に、「100分の128.5以上100分の205」を「100分の119以上100分の190」に改め、同項第2号中「100分の91以上100分の102.5」を「100分の82.5以上100分の93」に、「100分の114以上100分の128.5」を「100分の105.5以上100分の119」に改め、同項第3号中「100分の79.5」を「100分の72」に、「100分の99.5」を「100分の92」に改め、同項第4号中「100分の79.5」を「100分の72」に、「100分の99.5」を「100分の92」に改める。

第24条の4第1項中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第13条の4関係）

管理職員特別勤務実績簿兼手当整理簿

年 月 分			所 属				部		職 員 番 号		補 職	職 員 名 〇	
日	勤務した日	区 分 (○で囲む)	勤務した時間①			左のうち休憩等 の時間②		実働時間数 ( 時間 分 )	支給割合 (○で囲む)	手当額	所屬長印		
			時	分	時	分	時					分	
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
		週休日等以外						時間		円			
手当支払額計											円		

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
(勤勉手当の成績率の経過措置)
- 2 当分の間、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
  - (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の150  
(新規則第17条の2に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の190)
  - (2) 再任用職員 100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）  
(雑則)
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 13 号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成 18 年 3 月規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改め、同条中「第 11 条第 7 項」を「第 11 条第 6 項」に改める。

別表第 4 昇格時号給対応表ア行政職給料表昇格時号給対応表中

3 3		3 4		6 9		6 8
3 4		3 4		6 9		6 8
3 4		3 5		6 9		6 9
3 4		3 5		7 0		6 9
3 5		3 6		7 0		6 9
3 5		3 6		7 0		6 9
3 5		3 7		7 1		6 9
3 6	を	3 8	に、	7 1	を	7 0
3 6		3 9		7 1		7 0
3 6		4 0		7 2		7 0
3 7		4 1		7 3		7 1
3 7		4 1		7 4		7 2
3 8		4 2		7 5		7 3
3 8		4 2		7 6		7 4



3 9
3 9
4 0
4 0
4 1

4 3
4 3
4 4
4 4
4 5

7 7
-----

7 5
-----

5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 3
5 3

を

5 0
5 0
5 0
5 0
5 0
5 0
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 3

に、

3 0
3 0
3 0
3 1
3 1
3 1
3 2
3 2
3 2
3 2
3 2
3 2
3 3
3 3
3 3
3 3
3 3
3 4
3 4
3 4
3 4
3 5
3 5
3 5
3 5
3 5
3 6

を

2 9
3 0
3 0
3 0
3 0
3 0
3 1
3 1
3 1
3 1
3 1
3 1
3 1
3 1
3 1
3 1
3 1
3 1
3 1
3 2
3 2
3 2
3 2
3 2
3 2
3 2
3 2

に、

3 6	3 2
3 6	3 2
3 7	3 2
	3 2
	3 2
	3 2
	3 3
	3 3
	3 4
	3 4
	3 5

2 9	2 8
2 9	2 9
2 9	2 9
2 9	2 9
3 0	2 9
3 0	2 9
3 0	3 0
3 0	3 0
3 1	3 0
3 1	3 0
3 1	3 0
3 1	3 1
3 2	3 1
3 2	3 1
3 3	3 1

を に改める。

別表第4昇格時号給対応表ウ医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

3 3
3 4
3 4
3 5
3 5
3 6
3 6
3 7
3 8
3 9
4 0
4 1
4 1
4 1
4 2
4 2
4 2
4 2
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 6
4 7

を

3 4
3 5
3 6
3 7
3 7
3 8
3 8
3 9
3 9
4 0
4 0
4 1
4 1
4 1
4 2
4 2
4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 6
4 7
4 7
4 8
4 8
4 9

に、

4 5

を

4 4

に改める。

別表第4昇格時号給対応表エ医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

4 2		4 1		3 7		3 6
4 2		4 1		3 7		3 6
4 2		4 1		3 8		3 6
4 2		4 2		3 8		3 6
4 2		4 2		3 9		3 7
4 3		4 2		3 9		3 7
4 3		4 2		4 0		3 7
4 3		4 2		4 0		3 7
4 3	を	4 2	に、	4 1	を	3 7
4 3		4 3		4 1		3 8
4 4		4 3		4 2		3 8
4 4		4 3		4 2		3 8
4 4		4 3		4 3		3 8
4 4		4 3		4 3		3 8
4 4		4 3		4 4		3 9
4 5		4 4		4 4		3 9
4 5		4 4		4 4		3 9
4 5		4 4		4 5		3 9

別表第5昇給号給数表中

4 以上	3	2	1	を
2 以上	1	0	0	に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市規則第14号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1 (第3条関係)

## 技能労務職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	128,800	187,700	223,900	258,300
	2	129,900	189,500	225,500	260,400
	3	131,000	191,300	227,100	262,300
	4	132,100	193,100	228,700	264,400
	5	133,200	194,700	230,300	266,300
	6	134,300	196,500	232,000	268,300
	7	135,400	198,300	233,600	270,400
	8	136,500	200,100	235,200	272,500
	9	137,600	201,800	236,800	274,600
	10	138,700	203,600	238,400	276,600
	11	139,900	205,400	240,000	278,700
	12	141,000	207,200	241,600	280,800
	13	142,100	208,600	243,200	282,800
	14	143,200	210,400	244,700	284,900
	15	144,300	212,100	246,200	286,900
	16	145,400	213,900	247,700	289,000
	17	146,500	215,600	249,200	291,000
	18	147,900	217,300	251,100	293,000
	19	149,200	219,000	252,900	295,100
	20	150,500	220,600	254,700	297,100
	21	151,800	222,200	256,400	299,200
	22	153,300	223,900	258,300	301,300
	23	154,800	225,600	260,200	303,300
	24	156,400	227,200	261,900	305,400
	25	157,700	228,700	263,900	307,200
	26	159,200	230,300	265,800	309,300
	27	160,700	231,800	267,600	311,400
	28	162,200	233,200	269,500	313,400
	29	163,600	234,600	271,200	315,400
	30	166,300	235,800	273,100	317,400
31	168,900	237,000	275,000	319,500	

32	171,500	238,300	276,800	321,600
33	174,200	239,600	278,500	323,100
34	175,900	241,000	280,400	325,100
35	177,600	242,300	282,200	327,100
36	179,300	243,600	284,100	329,200
37	180,800	244,600	285,800	331,100
38	182,600	246,100	287,500	333,000
39	184,400	247,700	289,300	335,000
40	186,100	249,200	291,100	336,900
41	187,700	250,600	292,800	338,800
42	189,200	252,000	294,500	340,700
43	190,700	253,400	296,200	342,500
44	192,200	254,800	297,800	344,400
45	193,500	256,000	299,500	345,900
46	194,800	257,300	301,200	347,300
47	196,100	258,700	302,800	348,800
48	197,400	260,100	304,500	350,300
49	198,700	261,400	305,700	351,900
50	200,000	262,500	307,200	352,700
51	201,300	263,800	308,800	353,900
52	202,600	265,100	310,400	354,900
53	203,800	266,200	312,000	355,800
54	205,100	267,300	313,600	356,900
55	206,400	268,600	315,200	357,800
56	207,700	269,900	316,700	358,900
57	208,800	271,000	318,200	359,800
58	209,900	272,000	319,400	360,500
59	211,000	273,100	320,600	361,200
60	212,100	274,200	321,800	361,900
61	213,300	275,400	322,500	362,300
62	214,300	276,400	323,400	362,900
63	215,300	277,300	324,200	363,600
64	216,300	278,300	325,000	364,300
65	217,100	279,100	325,900	364,600
66	218,100	280,000	326,300	365,300
67	219,000	280,800	327,000	366,000

68	220,000	281,700	327,800	366,700
69	220,800	282,700	328,600	367,000
70	221,800	283,500	329,300	367,600
71	222,800	284,300	330,000	368,300
72	223,800	285,100	330,700	368,900
73	224,500	285,900	331,200	369,200
74	225,500	286,400	331,800	369,800
75	226,500	286,800	332,300	370,500
76	227,600	287,300	332,900	371,100
77	228,400	287,400	333,200	371,500
78	229,200	287,800	333,700	372,000
79	230,000	288,000	334,100	372,600
80	230,800	288,400	334,600	373,100
81	231,600	288,600	335,000	373,600
82	232,300	288,800	335,500	374,200
83	233,000	289,200	336,000	374,700
84	233,700	289,500	336,500	375,000
85	234,400	289,800	336,800	375,400
86	235,200	290,100	337,200	375,900
87	236,000	290,400	337,700	376,300
88	236,800	290,800	338,100	376,700
89	237,500	291,100	338,400	377,100
90	238,200	291,500	338,800	377,600
91	238,900	291,800	339,300	378,000
92	239,600	292,200	339,700	378,400
93	240,300	292,300	339,900	378,700
94	241,000	292,500	340,300	
95	241,700	292,900	340,800	
96	242,400	293,300	341,200	
97	243,100	293,500	341,300	
98	243,600	293,800	341,800	
99	244,100	294,200	342,200	
100	244,600	294,600	342,500	
101	244,900	294,800	342,800	
102		295,100	343,200	
103		295,500	343,600	



	104		295,800	344,000	
	105		296,000	344,500	
	106		296,300	344,900	
	107		296,700	345,300	
	108		297,000	345,700	
	109		297,200	346,200	
	110		297,600	346,600	
	111		298,000	346,900	
	112		298,300	347,200	
	113		298,400	347,700	
	114		298,700		
	115		299,000		
	116		299,400		
	117		299,600		
	118		299,800		
	119		300,100		
	120		300,400		
	121		300,800		
	122		301,000		
	123		301,300		
	124		301,600		
	125		301,900		
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300

別表第4 技能労務職昇格時号給対応表中

3 3		3 4
3 4		3 4
3 4		3 5
3 4		3 5
3 5		3 6
3 5		3 6
3 5		3 7
3 6		3 8
3 6		3 9
3 6	を	4 0
3 7		4 1
3 7		4 1
3 8		4 2
3 8		4 2
3 9		4 3
3 9		4 3
4 0		4 4
4 0		4 4
4 1		4 5

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の適用を受ける職員の例による。

甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第15号

甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市消防団の組織等に関する規則（昭和41年10月規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称\区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	5						6
富士川分団			1	2	5	5	12	25
琢美分団			1	2	4	4	9	20
相生分団			1	2	4	4	9	20
新紺屋分団			1	2	5	5	12	25
穴切分団			1	2	5	5	12	25
湯田分団			1	2	5	5	12	25
春日分団			1	2	5	5	12	25
伊勢分団			1	2	6	6	15	30
朝日分団			1	2	6	6	15	30
里垣分団			1	2	9	9	24	45
相川分団			1	2	19	19	54	95
国母分団			1	2	11	11	30	55
貢川分団			1	2	8	8	21	40

千塚分団			1	2	8	8	21	40
池田分団			1	2	8	8	21	40
山城分団			1	2	19	19	54	95
玉諸分団			1	2	14	14	39	70
甲運分団			1	2	12	12	35	62
千代田分団			1	2	12	12	33	60
能泉分団			1	2	4	4	11	22
宮本分団			1	2	5	5	12	25
大里分団			1	2	17	17	49	86
東分団			1	2	6	6	15	30
北新分団			1	2	7	7	18	35
羽黒分団			1	2	9	9	24	45
右左口分団			1	2	10	10	30	53
滝川分団			1	2	7	7	21	38
下向山分団			1	2	7	7	18	35
白井分団			1	2	5	5	12	25
上曾根分団			1	2	10	10	27	50
下曾根分団			1	2	7	7	19	36
上九一色分 団			1	2	4	4	9	20
計	1	5	32	64	263	263	705	1,333

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第16号

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

甲府市福祉事務所長事務委任規則（昭和41年11月規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中第17号を第18号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 法第55条の6第1項の規定による被保護者に対する就労の支援に関すること。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（生活困窮者自立支援法に関する委任事務）

第2条の3 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下本条中「法」という。）に規定する事務のうち、地方自治法第153条第2項の規定により所長に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第4条第1項の規定による生活困窮者自立相談支援事業に関すること。  
(2) 法第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

#### 甲府市規則第 17 号

##### 甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

甲府市児童手当事務取扱規則（平成 24 年 9 月規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「第 22 条の 2 第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 22 条の 3 又は第 22 条の 4」を「第 21 条又は第 22 条」に改める。

第 10 条第 1 項中「第 22 条の 3 第 1 項」を「第 21 条第 1 項」に、「保育料」を「費用」に、「をいう。以下同じ」を「又は同条第 8 項若しくは第 9 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができる費用に限る。次条において「保育料」という」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 22 条の 4 第 1 項」を「第 22 条第 1 項」に、「甲府市保育料徴収規則（昭和 56 年 3 月規則第 24 号）第 3 条第 1 項本文」を「甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則（平成 27 年 3 月規則第 7 号）第 3 条第 1 項」に改める。

第 9 号様式中「第 22 条の 2 第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改める。

##### 附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第18号

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（特例介護予防サービス費の支給申請に関する経過措置）

- 3 平成28年3月31日までに法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた被保険者その他厚生労働省令で定める者に係る第22条で引用する法第54条の規定の適用については、当該要支援認定の有効期間の末日までは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第54条の規定を適用する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第13条関係）

年 月 日

〒	様
---	---

甲府市長



介護保険給付費支給(不支給)決定通知書

居宅介護(介護予防)サービス費、特例居宅介護(介護予防)サービス費  
 地域密着型介護(介護予防)サービス費、特例地域密着型介護(介護予防)サービス費  
 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、居宅介護(介護予防)住宅改修費  
 居宅介護(介護予防)サービス計画費、特例居宅介護(介護予防)サービス計画費  
 施設介護サービス費、特例施設介護サービス費  
 高額介護(介護予防)サービス費、特定入所者介護(介護予防)サービス費  
 特例特定入所者介護(介護予防)サービス費  
 先に申請のありました給付費については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号							
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

サービス提供年月日			
受付月日	決定年月日		
本人支払額	円		
給付の種類			

支給			
不支給・減額の理由			
支給決定額	円		
支給金額	円		

上記の支給決定額を、あなたの指定口座に振込みます。  
 (入金は、この決定から1か月くらいになりまので、ご了解ください。)

問い合わせ先

不服の申立て及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山梨県介護保険審査会(問い合わせ先)に審査請求することができます。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告(訴訟において市を代表する者は市長となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



第13号様式の2中

「

金 融 機 関 名	
種 別	口座番号
口 座 名 義 人	

」

を

「

金 融 機 関 名
口 座 名 義 人

」

に改める。

第21号様式を次のように改める。

第 2 1 号様式（第 3 3 条関係）

介護保険  
過誤納還付・充当通知書

下記のとおり過誤納金が発生しましたので、お知らせいたします。

年 月 日

甲府市長

印

還付充当番号		過誤納理由								
過誤納合計		+	還付加算金		-	充当合計額		=	還付額	

被保険者氏名

①過誤納金明細 年度（ 年度相当分） 被保険者番号

No.	期月等	納付した額			納付すべき額			差引 過誤納額		
		保険料	延滞金	督促料	保険料	延滞金	督促料	保険料	延滞金	督促料
							合 計			

②充当金明細

No.	年 度	被保険者番号	期 別	保 険 料	督促料	延 滞 金
	年度（ 年度相当分）					
	年度（ 年度相当分）					
	年度（ 年度相当分）					
	年度（ 年度相当分）					
	合 計					

（単位 円）

附 則

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第19号

甲府市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市青少年問題協議会条例施行規則（昭和30年7月規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第7号中「甲府家庭裁判所少年調査官1名」を「甲府家庭裁判所調査官1名」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第7号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則（第2条第7号の改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の第2条の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第20号

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則（平成14年6月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市規則第21号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

第30条及び第31条を次のように改める。

（使用申請書）

第30条 条例第69条の規定による申請は、市営住宅駐車場使用申請書（第23号様式）を市長に提出して行わなければならない。

（使用許可通知書）

第31条 条例第71条第4項の規定による通知は、市営住宅駐車場使用許可通知書（第24号様式）により行うものとする。

第34条第4項中「第72条」を「第82条」に改め、同条を第41条とする。

第33条中「第70条第3項」を「第80条第3項」に、「第23号様式」を「第29号様式」に改め、同条を第40条とし、第32条を第39条とする。

第31条の次に次の7条を加える。

（賃貸借契約書等）

第32条 条例第72条第1項第1号の賃貸借契約書は、市営住宅駐車場賃貸借契約書（第25号様式）とする。

2 前項の賃貸借契約書には、使用者の印鑑証明書を添付しなければならない。

（使用料の額）

第33条 条例第73条第1項に規定する使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料等の減免又は徴収猶予）

第34条 条例第74条（条例第75条第3項において準用する場合を含む。以下

この条及び次条において同じ。)の規則で定める特別の事情がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 使用者が、生活保護法による保護を受けている場合
  - (2) 駐車しようとする自動車が、山梨県県税条例（昭和36年山梨県条例第11号）第115条の2の規定により自動車税を減免されている場合
  - (3) 駐車しようとする自動車が、甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）第67条の2第1項の規定により軽自動車税を減免されている場合
  - (4) その他前3号に準ずる特別の事情がある場合
- 2 前項の場合において、使用料又は保証金を減免する額は、市長が別に定める額とする。
- 3 使用料の減免期間は、使用者の事情その他を勘案して決定する。
- 4 条例第74条の規定により使用料又は保証金の徴収猶予をすることができる場合は、使用者の使用料の支払能力が6月以内に回復すると認められる場合に限るものとする。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることができる。

（使用料等の減免及び徴収猶予の申請書等）

第35条 使用者は、条例第74条の規定により使用料又は保証金の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、市営住宅駐車場使用料等減免（徴収猶予）申請書（第26号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書に係る事項を承認したときは、書面によりその旨を当該申請を行った使用者に通知するものとする。

（使用料の納入の通知）

第36条 使用料の納入の通知は、甲府市市営住宅使用料（家賃）納入通知書（第16号様式の2）により家賃に合算して行うものとする。

（長期不使用の届出書）

第37条 条例第78条において読み替えて準用する条例第26条の届出は、市営住宅駐車場長期不使用届出書（第27号様式）により行わなければならない。

（明渡し届）

第38条 条例第78条において準用する条例第42条第1項の規定による届出は、市営住宅駐車場明渡し届（第28号様式）により行わなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第33条関係）

区 分	金額（1区画につき月額）
北新団地A棟駐車場	3,000円

備考 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

第23号様式中「第33条関係」を「第40条関係」に、「第70条」を「第80条」に改め、同様式を第29号様式とする。

第22号様式の次に次の6様式を加える。

第 2 3 号様式（第 3 0 条関係）

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

住所

氏名

⑩

電話番号

市営住宅駐車場使用申請書

次のとおり市営住宅駐車場を使用したいので、甲府市市営住宅条例第 6 9 条の規定により申請します。

住宅の名称		団地 ( 号館・棟 号室)
使用開始希望年月日		年 月 日
駐 車 す る 車 両	製造業者（メーカー）及び 車種名	
	自動車登録番号又は車両番号	
	所有者の氏名	
	使用する者の氏名	
自動車検査証に記載の使用する者と 駐車する車両を使用する者が異なる 場合はその関係（続柄）を記載		

注 自動車検査証の写しを添付すること。



第 2 4 号様式 (第 3 1 条関係)

第 号  
年 月 日

様

甲府市長



市営住宅駐車場使用許可通知書

市営住宅駐車場の使用を次のとおり許可しますので、甲府市市営住宅条例第 7 1 条第 4 項の規定により通知します。

使用者の氏名	
住宅の名称	団地 ( 号館・棟 号室)
区画番号	
使 用 料	月額 円
保 証 金	円

なお、 月 日までに次の手続を完了してください。

- 1 市営住宅駐車場賃貸借契約書の提出
- 2 使用料の 3 か月分に相当する額の保証金 ( ¥ 円 ) の納付

第 25 号様式（第 32 条関係）

市営住宅駐車場賃貸借契約書

甲府市市営住宅条例（平成 9 年 9 月条例第 54 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、賃貸人甲府市を甲とし、賃借人 \_\_\_\_\_ を乙として、次の条項により市営住宅駐車場の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の締結）

第 1 条 甲は、次の市営住宅駐車場（以下第 9 条第 3 項を除き「駐車場」という。）を次条以下の条件により、乙に賃貸し、乙はこれを賃借するものとする。

所在地	
住宅の名称	団地（ _____ 号館・棟 _____ 号室）
区画番号	
使用を開始することができる日	契約の日から

（使用料）

第 2 条 使用料は、1 か月 \_\_\_\_\_ 円とし、乙は、その月分を毎月末日までに甲の指定する方法により納付しなければならない。ただし、駐車場の使用を開始することができる日の属する月及び明渡しの日属する月における乙の使用期間が 1 月に満たないときの使用料は、日割りをもって計算する。

（使用料の変更）

第 3 条 乙は、甲において条例の規定に基づき使用料の変更の必要を認めるときは、当該変更を異議なく承諾するものとする。

（保証金）

第 4 条 乙は、この契約から生ずる債務の担保として、契約締結と同時に第 2 条の使用料の 3 月分に相当する金額の保証金を甲に納付するものとする。

2 甲は、乙が駐車場を明け渡したときは、無利息で前項の保証金を還付するものとする。ただし、使用料の滞納その他の債務の不履行があるときは、甲は、当該債務の額の内訳を明示し、保証金のうちからこれを控除するものとする。

(修繕)

第5条 甲は、乙が駐車場を使用するために必要な修繕を行う。

- 2 甲は、前項の規定により駐車場の修繕を行うときは、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により同項の規定による甲が行うべき修繕の必要が生じたときは、乙は、甲の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。
- 4 乙は、甲の承諾を得ることなく、軽微な修繕を自らの負担において行うことができる。

(保管義務)

第6条 乙は、駐車場の使用について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由によって駐車場の施設をき損したときは、乙は、これを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

(車種の制限)

第7条 駐車場に駐車できる自動車の種類は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車（幅2メートル、長さ5メートルを超えるものを除く。）、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とし、自家用に限るものとする。

(禁止又は制限をされる行為)

第8条 乙は、駐車場の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 駐車場に工作物等を築造し、又は設置すること。
  - (2) ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為
- 2 乙は、駐車場を引き続き15日以上使用しないときは、甲にその旨を届け出なければならない。
  - 3 乙は、駐車場を他の者に貸し、又はその使用权を他の者に譲渡してはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 不正の行為によって使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 使用者の資格がなくなったとき。
- (5) 甲が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対して駐車場の明渡しを請求するものとする。この場合において、乙は、当該請求を受けたときは、速やかに駐車場を原状に復して明け渡さなければならない。

3 乙は、前項の規定による明渡しの請求を受けたときは、当該請求を受けた日の翌日から市営住宅駐車場を明け渡した日までの期間、近傍同種の駐車場の使用料に相当する金額の2倍に相当する金額を損害賠償金として甲に納付しなければならない。

4 乙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲に請求することができない。

(賃貸借の解約)

第10条 乙は、駐車場の賃貸借を解約しようとするときは、解約しようとする日の15日前までに、その旨及びその期日を書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の場合において、乙は、駐車場を原状に復して明け渡さなければならない。

(費用負担)

第11条 駐車場の明渡しに際し、乙が直ちに自動車その他の物を全て撤去しないときは、甲はこれを撤去することができることとし、その撤去に要する費用は、全て乙の負担とする。

(免責)

第12条 甲は、駐車場内において生じた自動車の盗難、故障及び破損並びに自動車内の物品の盗難及び紛失並びにこれらに類する一切の事故については、何

らの責任を負わない。

(本契約の有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、契約締結の日から当該日の属する年度の終了する日までとする。ただし、この契約期間の満了の日の1月前までに甲及び乙いずれからでも、その相手方に対して解約の申出をしないときは、本契約期間は引き続き1年延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 甲及び乙は、この契約書に定めがない事項及びこの契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記のとおり契約を締結したことを証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲 賃貸人 甲府市  
甲府市長

印

住所

乙 賃借人

氏名

印

第26号様式（第35条関係）

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

住所

氏名

印

電話番号

市営住宅駐車場使用料等減免（徴収猶予）申請書

次のとおり市営住宅駐車場の使用料等の減免（徴収猶予）を受けたいので、甲府市市営住宅条例施行規則第35条第1項の規定により申請します。

現在使用している 駐車場	住宅の名称		団地 ( 号館・棟 号室)		
	区画番号				
	使用料	月額	円	保証金	円
減免（徴収猶予）希望期間	年 月 日から		年 月 日まで		月間
申請の理由					

注 理由を証明する書類を添付すること。

第27号様式（第37条関係）

年 月 日

（あて先）甲 府 市 長

住所

氏名

印

電話番号

市営住宅駐車場長期不使用届出書

次のとおり市営住宅駐車場を引き続き使用しないので、甲府市市営住宅条例第78条において読み替えて準用する同条例第26条の規定により届け出ます。

住宅の名称	団地（ 号館・棟 号室）
区画番号	
不使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
使用しない理由	
使用しない期間の連絡先	

第 28 号様式 (第 38 条関係)

年 月 日

(あて先) 甲 府 市 長

住所

氏名

印

電話番号

市営住宅駐車場明渡し届

次のとおり市営住宅駐車場を明け渡しますので、甲府市市営住宅条例第 78 条において準用する同条例第 42 条の規定により届け出ます。

住宅の名称	団地 ( 号館・棟 号室)
区画番号	
明渡し年月日	年 月 日
保証金納付済額	円

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。



甲府市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口雄一

#### 甲府市規則第22号

甲府市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

甲府市狂犬病予防法施行細則（平成12年3月規則第23号）の一部を次のように改正する。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第4条関係）



#### 備考

- 1 注射済票の大きさは、縦24ミリメートル、横24ミリメートルとする。
- 2 材質は、金属製とする。
- 3 「注射済」の文字は、日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさとする。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市規則第23号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10万4,290円」を「10万4,570円」に、「5万6,600円」を「5万6,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,150円」を「5万2,290円」に、「2万8,300円」を「2万8,400円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

# 規程

## 甲府市規程第1号

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程

(甲府市事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市事案決定規程(昭和48年4月規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2企画部、企画総室、総務の表第1項第2号を削る。

別表第2企画部、リニア交通室の表を削る。

別表第2企画部、企画財政室の表の次に次のように加える。

### リニア交通室

リニア政策					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 リニアに係る政策に関する事項					
(1) リニアに係る政策に関すること。		重要	一般的	軽易	

交通政策					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 総合交通政策に関する事項					
(1) 総合交通政策に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2企画部、地域政策室、南北地域振興の表を次のように改める。

南北地域振興					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	

1	南部及び北部中山間地域の振興に関する事項				
(1)	北部山間地域振興協議会に関すること。	重要	一般的	軽易	
(2)	自然公園法（昭和32年法律第161号）に関すること。	同上	同上	同上	
(3)	クリスタルラインの整備促進に関すること。	同上	同上	同上	
(4)	リゾート計画の推進に関すること。	同上	同上	同上	
(5)	マウントピア黒平の管理に関すること。	同上	同上	同上	
(6)	その他南部及び北部中山間地域の振興に関すること。	同上	同上	同上	
2	空き家バンク事業に関する事項				
(1)	空き家バンク事業に関すること。	重要	一般的	軽易	
(2)	こうふ暮らし体験に関すること。	同上	同上	同上	
3	過疎地域自立促進計画に関する事項				
(1)	過疎地域自立促進計画に関すること。	重要	一般的	軽易	
4	編入合併地域の振興に関する事項				
(1)	編入合併地域の振興に関するこ	重要	一般的	軽易	

と。					
----	--	--	--	--	--

別表第2企画部、地域政策室、まちづくりの表に次のように加える。

3 遊休不動産のバンク事業に関する事項					
(1) 遊休不動産のバンク事業に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2福祉部、福祉総室、総務の表中第3項を削り、第4項を第3項とし、同項の次に次の3項を加える。

4 福祉諸計画に関する事項					
(1) 福祉諸計画の調整に関すること。			○		
(2) 保健福祉計画推進会議に関すること。			○		
5 地域福祉計画に関する事項					
(1) 地域福祉計画に関すること。			○		
6 社会福祉協議会に関する事項					
(1) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。				○	

別表第2福祉部、福祉総室、福祉計画課の表を削る。

別表第2福祉部、福祉総室、健康衛生の表に次のように加える。

14 地域医療支援に関する事項					
(1) 地域医療支援に関すること。			○		

別表第2福祉部、子ども家庭支援室、生活福祉の表に次のように加える。

7 生活困窮者自立支援に関する事項					
(1) 生活困窮者自立支援に関するこ		重要	一般的	軽易	

と。					
----	--	--	--	--	--

別表第2福祉部、子ども家庭支援室、児童育成の表第1項第6号中「母子相談員」を「ひとり親家庭相談員」に改め、同項第7号中「母子相談員研修」を「ひとり親家庭相談員研修」に改め、同項第8号中「母子自立支援」を「母子・父子自立支援」に改める。

別表第2福祉部、子ども家庭支援室、児童保育の表を次のように改める。

児 童 保 育					
項 目	決 定 区 分				備 考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 子ども・子育て支援事業計画に関する事項					
(1) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。		○			
2 子ども・子育て会議に関する事項					
(1) 子ども・子育て会議の運営に関すること。		重要		一般的	
3 地域子ども・子育て支援事業に関する事項					
(1) 地域子ども・子育て支援事業に関すること。		重要		一般的	
4 公立保育所の管理運営等に関する事項					
(1) 公立保育所の管理運営及び保育に関すること。				○	
(2) 給食材料の購入契約及び検収に関すること。					総務部 契約管 財室契 約課の 決定区 分に準

					ずる。
5	教育・保育施設等に関する事項				
(1)	給付費に関する こと。			○	
(2)	助成に関する こと。	○			
(3)	認可外保育施設 に関する こと。		重要	一般的	
(4)	確認・指導監督 に関する こと。		同上	同上	
(5)	保育の必要性の 認定に関する こと。	重要		一般的	
(6)	保育料の徴収及 び滞納処分に関 する こと。		重要	一般的	
(7)	認定こども園へ の移行に関する こと。	重要		一般的	
6	児童館に関する 事項				
(1)	児童館に関する こと。			○	
7	放課後児童クラブ に関する 事項				
(1)	放課後児童クラ ブに関する こと。			○	
8	私立幼稚園就園奨 励に関する 事項				
(1)	私立幼稚園就園 奨励に関する こと。			○	

別表第2福祉部、長寿支援室、高齢者福祉の表第2項第2号中「後期高齢者医療費の助成」を「後期高齢者医療制度」に改め、同表中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第10項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2福祉部、長寿支援室、障害福祉の表中「障害福祉」を「障がい福祉」に改め、第3項を削る。

別表第2環境部、廃棄物対策室、減量の表第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2市立甲府病院、総合相談室の表を次のように改める。

総合相談センター						
項目	決定区分					備考
	副市長	院長	部長等	室長	課長	
1 患者等の相談・支援に関する事項						
(1) 患者の支援に関する事		重要			軽易	
(2) 医療相談に関する事		同上			同上	
(3) 病院ボランティアに関する事		同上			同上	
2 地域医療連携・看護支援相談に関する事項						
(1) 地域医療連携に関する事		重要			軽易	
(2) 看護相談・支援に関する事		同上			同上	

別表第2市立甲府病院、地域医療連携室の表を削る。

別表第2市立甲府病院、病院事務総室、医事の表中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 診療報酬請求の支援に関する事項						
(1) 医業収益の確保に関する事		重要			軽易	
(2) 医療事務等に関する人材育成に関する事		同上			同上	

(甲府市庁舎防火管理規程の一部改正)



第2条 甲府市庁舎防火管理規程（昭和49年2月規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「児童保育課保育係長」を「児童保育課係長」に改める。

別表第2中「児童保育課保育係長」を「児童保育課係長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市規程第2号

甲府市防災行政用無線局管理運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市防災行政用無線局管理運用規程の一部を改正する規程

甲府市防災行政用無線局管理運用規程（平成3年7月規程第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を次のように改める。

3 管理責任者は、企画部危機管理室防災課長とする。

第7条第1項を次のように改める。

無線従事者は、通信取扱責任者の命を受け、無線設備の操作等を行う。

第15条を次のように改める。

（無線従事者選任等の届出）

第15条 管理責任者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、速やかに関東総合通信局長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、管理責任者が一括して行うものとする。

第17条を次のように改める。

（保守点検）

第17条 統括管理者は、無線設備の正常な機能を確保するため、保守点検を毎年1回以上行うものとする。

第18条を削り、第19条を第18条とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

# 告示

---

甲府市告示第69号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者及び第54条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る指定の効力を停止しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

平成27年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号        | 1990100024  |
| 2 | 事業所の名称           | グループホームめだかの学校悠ゆう  |
| 3 | 事業所の所在地          | 甲府市武田2-8-17   |
| 4 | 当該事業所の事業者        | 甲斐市宇津谷1103<br>社会福祉法人 ひかりの里<br>理事長 山田 一功   |
| 5 | サービスの種類          | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護  |
| 6 | 指定の効力を停止する期間     | 平成27年3月1日から平成27年5月31日まで   |
| 7 | 指定の効力を停止する内容及び理由 | <b>【内容】</b> 3か月間の新規利用者の受入停止<br><b>【理由】</b> 虚偽の報告<br>指定更新申請の際、実在しない介護従業者を記載した書類を作成して提出した。<br>(根拠) 介護保険法第78条の10第1項第11号及び第115条の19第1項第10号 |

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成27年3月2日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

甲府市告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年3月16日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 431
- 3 路線名 塩部堰（2）線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市羽黒町字村前29番1地先から 甲府市羽黒町字村前36番1地先まで	4.5～ 5.0	39.6
新	甲府市羽黒町字村前29番1地先から 甲府市羽黒町字村前36番1地先まで	4.8～ 7.4	39.6

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 431
- 3 路線名 塩部堰（2）線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市山宮町字梅ヶ坪1611番地先から 甲府市山宮町字梅ヶ坪1610番1地先まで	4.3～ 4.7	50.4
新	甲府市山宮町字梅ヶ坪1611番1地先から 甲府市山宮町字梅ヶ坪1610番1地先まで	4.4～ 5.8	50.4

甲府市告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年3月16日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 450
- 3 路線名 鴨塚線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市山宮町字鴨塚25番3地先から 甲府市山宮町字鴨塚33番地先まで	4.9～ 4.9	73.4
新	甲府市山宮町字鴨塚26番1地先から 甲府市山宮町字鴨塚33番1地先まで	4.9～ 13.4	73.4

甲府市告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年3月16日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	塩部堰 (2)線	甲府市羽黒町字村前 29番1地先から 甲府市羽黒町字村前 36番1地先まで	39.6	平成27年 3月3日

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	塩部堰 (2)線	甲府市山宮町字梅ヶ坪 1611番1地先から 甲府市山宮町字梅ヶ坪 1610番1地先まで	50.4	平成27年 3月3日

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	塩部堰 (2)線	甲府市羽黒町字天神前 1125番1地先から 甲府市羽黒町字五両田 338地先まで	61.0	平成27年 3月3日

甲府市告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年3月16日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月3日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	鴨塚線	甲府市山宮町字鴨塚 26番1地先から 甲府市山宮町字鴨塚 33番1地先まで	73.4	平成27年 3月3日



甲府市告示第75号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年3月3日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |          |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名       | 差押調書（謄本）         | 税発第4921号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）             |          |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |          |

甲府市告示第76号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名       | 平成26年度固定資産税（償却資産）第3期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                  |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課          |

甲府市告示第77号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名       | 平成26年度固定資産税（土地家屋）第3期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり                  |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課          |

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成27年3月6日

甲府市長 樋口雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年3月6日

甲府市長 樋口雄一

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 書類名   | 甲府市国民健康保険料納入通知書  |
| 2 | 発送日   | 平成27年2月2日  |
| 3 | 項目    | 平成26年度国民健康保険料8、9期分   |
| 4 | 納期限   | 平成27年3月2日<br>(納期限を平成27年3月31日に再指定)<br>平成27年3月31日  |
| 5 | 納付場所  | 甲府市指定金融機関<br>甲府市収納代理金融機関<br>ゆうちょ銀行・郵便局<br>甲府市税務部収納管理室収納課<br>甲府市市民部市民総室国民健康保険課<br>窓口センター<br>甲府市指定コンビニエンスストア |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり(10件)  |

地方自治法第 219 条第 2 項の規定により、平成 27 年 3 月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 9 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成 26 年度甲府市一般会計補正予算（第 10 号）
- 2 平成 26 年度甲府市一般会計補正予算（第 11 号）
- 3 平成 26 年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 4 平成 26 年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 平成 26 年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 6 平成 26 年度甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 平成 26 年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 平成 26 年度甲府市浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 平成 26 年度甲府市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 10 平成 26 年度甲府市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年 3 月 9 日 原案可決

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号   | (環長契) 第1号               |
| (2) 業務名称   | 甲府市環境センター管理棟他機械警備業務委託   |
| (3) 履行期間   | 平成27年4月1日から平成35年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                   |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                    |

2 入札参加資格

平成27・28年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている者で、次の条件をすべて満たすもの

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「警備」で申請されている者であること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に定める山梨県公安委員会から警備業者として認定された者又は同法第9条の規定に定める届出書を山梨県公安委員会に提出している者であること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第40条の規定に定める届出書を提出している者であること。
- (5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第43条及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年山梨県公安委員会規則第1号）の規定に定める即応体制が整備されている者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (9) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を

経過していること。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(11) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成27年3月10日（火）～平成27年3月17日（火）  
（この期間内の土・日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課  
甲府市上町601番地4（甲府市環境センター管理棟1階）  
電話055-241-4311

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ／事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成27年3月10日（火）～平成27年3月17日（火）  
（この期間内の土・日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課  
甲府市上町601番地4（甲府市環境センター管理棟1階）  
電話055-241-4311

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年3月27日（金） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階「会議室1」  
甲府市上町601番地4

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲



内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

#### 9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号   | (環長契) 第2号               |
| (2) 業務名称   | 甲府市衛生センター機械警備業務委託       |
| (3) 履行期間   | 平成27年4月1日から平成35年3月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                   |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                    |

2 入札参加資格

平成27・28年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている者で、次の条件をすべて満たすもの

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「警備」で申請されている者であること。
- (3) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定に定める山梨県公安委員会から警備業者として認定された者又は同法第9条の規定に定める届出書を山梨県公安委員会に提出している者であること。
- (4) 警備業法（昭和47年法律第117号）第40条の規定に定める届出書を提出している者であること。
- (5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第43条及び機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則（昭和58年山梨県公安委員会規則第1号）の規定に定める即応体制が整備されている者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (9) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を

経過していること。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(11) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成27年3月10日（火）～平成27年3月17日（火）  
（この期間内の土・日を除く。）

午前9時～午後5時

(2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課  
甲府市上町601番地4（甲府市環境センター管理棟1階）  
電話055-241-4311

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ／事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成27年3月10日（火）～平成27年3月17日（火）  
（この期間内の土・日を除く。）

午前9時～午後5時

イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課  
甲府市上町601番地4（甲府市環境センター管理棟1階）  
電話055-241-4311

### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年3月27日（金） 午前10時30分

(2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階「会議室1」  
甲府市上町601番地4

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲

内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

## 9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月10日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市小瀬町字若宮599番1、601番1、604番3、606番4及び  
607番7  
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市下飯田三丁目5番12号  
甲府市農業協同組合  
代表理事 長 田 学

甲府市告示第84号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成27年3月10日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第 85 号

甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 6 月条例第 16 号）第 4 条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を指定したので同条例第 11 条の規定により告示する。

平成 27 年 3 月 11 日

甲府市長 樋口 雄一

施設の名称	団体の所在地及び名称	指定の期間
甲府市相生福祉センター	甲府市幸町 15 番 6 号 社会福祉法人 甲府市社会福祉協議会	平成 27 年 8 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで

甲府市告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年3月25日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月12日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	上町13号線	甲府市上町字大土井 1840番1地先から 甲府市上町字大土井 1825番1地先まで	111.6	平成27年 3月12日



甲府市告示第 87 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成 27 年 3 月 25 日まで一般の縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 12 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 405
- 3 路線名 金塚西（1）線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市山宮町字三笠 1972 番 1 地先から 甲府市山宮町字三笠 1961 番 1 地先まで	4.7 ~ 4.8	101.0
新	甲府市山宮町字三笠 1972 番 1 地先から 甲府市山宮町字三笠 1961 番 1 地先まで	5.5 ~ 5.7	101.0

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 27 年度固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供する。

平成 27 年 3 月 12 日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 縦覧期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日まで  
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
- 2 縦覧時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 3 縦覧場所 甲府市役所本庁舎 3 階 税務部税務総室資産税課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下、「障害者総合支援法」という。）第 5 1 条の 1 7 第 1 項第 1 号による指定特定相談支援事業者、及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 6 第 1 項第 1 号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第 5 1 条の 3 0 第 2 項第 1 号、及び児童福祉法第 2 4 条の 3 7 第 1 項第 1 号の規定により公示する。

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 NEXT・DOOR 甲府市高畑一丁目 1 6 番 8 号	相談支援事業所 こっとな 甲府市高畑一丁目 1 6 番 8 号	平成 2 7 年 4 月 1 日	指定計画相談支援	特定なし	1930101579

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 NEXT・DOOR 甲府市高畑一丁目 1 6 番 8 号	相談支援事業所 こっとな 甲府市高畑一丁目 1 6 番 8 号	平成 2 7 年 4 月 1 日	指定障害児相談支援	特定なし	1970101588

甲府市告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成27年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100487                                  |
| 2 | 事業所の名称    | ヘルパーステーションいけだ                               |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市下飯田1-2-18                                |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市若松町6-35<br>社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会<br>理事長 平田 理 |
| 5 | サービスの種類   | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                            |
| 6 | 指定年月日     | 平成27年3月16日                                  |

甲府市告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成27年3月16日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100495                                  |
| 2 | 事業所の名称    | まいほ一むいけだ                                    |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市下飯田1-2-18                                |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市若松町6-35<br>社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会<br>理事長 平田 理 |
| 5 | サービスの種類   | 複合型サービス                                     |
| 6 | 指定年月日     | 平成27年3月16日                                  |

甲府市告示第92号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成27年3月16日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第93号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市和戸町字石原田33番1及び33番9  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市和戸町1221番地  
牛山 春雄

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月17日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市金竹町354番2、356番1及び357番1  
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市中村町10番22号  
社会福祉法人くるみ福祉会  
理事 切刀陽三



甲府市告示第95号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年3月17日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                  |          |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類        | 差押調書（謄本）         | 税発第4775号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略）             |          |
| 3 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |          |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年3月19日

甲府市長 樋口雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名       | 平成26年度国民健康保険料第3期分督促状<br>平成26年度国民健康保険料第4期分督促状<br>平成26年度国民健康保険料第5期分督促状<br>平成26年度国民健康保険料第6期分督促状<br>平成26年度国民健康保険料過年9期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり  |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課  |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成27年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成27年3月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成26年度甲府市一般会計補正予算（第12号）

平成27年3月19日 原案可決

地方自治法第219条第2項の規定により、平成27年3月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

平成27年3月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成27年度 甲府市一般会計予算
- 2 平成27年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成27年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 平成27年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 平成27年度 甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計予算
- 6 平成27年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 7 平成27年度 甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計予算
- 8 平成27年度 甲府市農業集落排水事業特別会計予算
- 9 平成27年度 甲府市簡易水道等事業特別会計予算
- 10 平成27年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 11 平成27年度 甲府市浄化槽事業特別会計予算
- 12 平成27年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 13 平成27年度 甲府市病院事業会計予算
- 14 平成27年度 甲府市下水道事業会計予算
- 15 平成27年度 甲府市水道事業会計予算

平成27年3月19日 原案可決

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号による指定特定相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定により公示する。

平成 27 年 3 月 20 日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
特定非営利活動法人 いでたちの家 甲府市宮前町 2 番 7 号	地域活動支援センター ひかりハウス 甲府市宮前町 2 番 7 号	平成 27 年 4 月 1 日	指定計画相談支援	知的障害者・精神障害者	1930101611

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字東耕地2373番7、2373番9、2373番13、2373番14、2374番1から2374番6まで、2375番1、2375番2、2375番4から2375番12まで、2377番1、2377番5から2377番9まで、2378番1から2378番7まで、2379番1から2379番7まで、2380番1、2380番4から2380番8まで、2383番1、2383番3から2383番8まで、2386番1、2386番3及び2386番4

以上57筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、公園、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目22番1号  
西甲府住宅株式会社  
代表取締役 戸田 克己

甲府市告示第101号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号の規定により公示する。

平成27年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
有限会社 小春日和 甲府市中小河原町1608番地1	居宅介護 小春日和 甲府市中小河原町1608番地1	平成27年4月1日	指定計画相談支援	身体障害者、知的障害者、精神障害者	1930101637

甲府市告示第102号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100503                             |
| 2 | 事業所の名称    | 特別養護老人ホーム 和楽 WARAKU                    |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市大和町3-6                              |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市塚原町359<br>社会福祉法人 山梨檜の会<br>理事長 白井 行夫 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                   |
| 6 | 指定年月日     | 平成27年3月25日                             |



甲府市告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月7日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口雄一

路線番号	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1631	丸の内朝日線	甲府市丸の内二丁目23番1地先 甲府市朝日五丁目255番1地先	なし
1632	山城小学校東線	甲府市上今井町字宮北2504番地先 甲府市上今井町字宮北2511番地先	なし

甲府市告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道路線を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月7日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口雄一

路線番号	路線名	旧新の別	起点 終点	重要な 経過地
679	出張所 前通り線	旧	甲府市大里町字南耕地3798番10番地先 甲府市宮原町字西条下河原1014番2地先	なし
		新	甲府市大里町字南耕地3798番10地先 甲府市宮原町字鎌田1332番1地先	なし

甲府市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月7日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月25日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 679
- 3 路線名 出張所前通り線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市大里町南耕地3798番10地先から 甲府市宮原町字鎌田1332番1地先まで	5.1～ 7.8	740.9	

甲府市告示第106号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成27年3月26日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100511                                   |
| 2 | 事業所の名称    | 指定地域密着型介護老人福祉施設 コスモ                          |
| 3 | 事業所の所在地   | 甲府市下向山町1280-1                                |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市下向山町1280-1<br>社会福祉法人 いきいき倶楽部<br>理事長 代長 一雄 |
| 5 | サービスの種類   | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護                         |
| 6 | 指定年月日     | 平成27年3月26日                                   |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年3月26日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 施行者の名称 山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
甲府都市計画道路事業  
（3・4・8号古府中環状浅原橋線及び3・4・4号和戸町山宮島上条線）  
3・4・33号大手二丁目浅原橋線及び3・4・4号城東三丁目穴切線
- 3 事業計画
  - イ 事業地
    - （1）収用の部分 変更なし
    - （2）使用の部分 なし
  - ロ 設計の概要  
延長 200m  
幅員 16～18m  
車線の数 2車線
  - ハ 事業施行期間  
自 平成21年3月31日  
（平成27年3月31日）  
至 平成31年3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市建設部まち開発室都市計画課

甲府市告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月8日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月26日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	金塚西 (1)線	甲府市山宮町字三笠 1972番1地先から 甲府市山宮町字三笠 1961番1地先まで	101.0	平成27年 3月26日

甲府市告示第109号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年3月26日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |          |
|---|-----------|------------------|----------|
| 1 | 書類名       | 差押調書（謄本）         | 税発第5344号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略）             |          |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |          |

甲府市告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月26日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市西高橋町字欠間555番5及び555番10  
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市住吉四丁目19番1号  
上沼 正宗  
上沼亜希子



甲府市告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月26日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市国玉町字深田565番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市青葉町8番19号 グランドビル青葉201号  
杉田 宮雄

甲府市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	平等川右岸線	甲府市西高橋町字濁川端 498番1地先から 甲府市西高橋町字欠間 556番29地先まで	498.0	平成27年 3月29日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市国母一丁目775番、777番1、777番2、778番、779番、780番、781番1、781番3、781番4、793番、794番1、794番3、794番5、796番1、799番6から799番8まで、800番、801番1から801番4まで、803番1及び803番3から803番5まで

以上26筆及び水・道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市徳行一丁目2番18号

株式会社オギノ

代表取締役 萩野 寛二

甲府市告示第114号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 書類名       | 平成26年度軽自動車税督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり         |
| 3 | 保管場所      | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第115号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
甲府市甲府駅北口信号北東  
山梨県立図書館西側駐輪場南道路
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成27年3月6日（金）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活センター  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府駅南口仮設駐輪場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵  
撤去保管料（自転車1000円・原動機付自転車2000円）

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場  
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場  
甲府市酒折駅南口自転車駐車場  
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成27年3月19日（木）
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活センター  
交通安全係 TEL 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場  
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場  
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市千塚五丁目2674番2から2674番6まで  
以上5筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市飯田二丁目4番1号  
株式会社エステイ  
代表取締役 興水 修

甲府市告示第118号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成27年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり



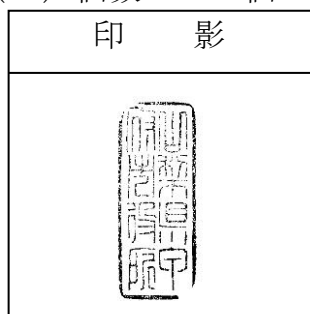
次の公印を廃止したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口雄一

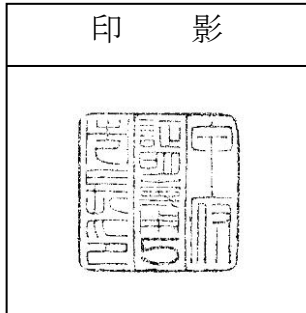
1 廃止した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 市役所印
- (3) ひな形 24
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 縦31mm 横12mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 市民課関係文書の契印
- (8) 管守者 市民部市民総室市民課長
- (9) 個数 1個



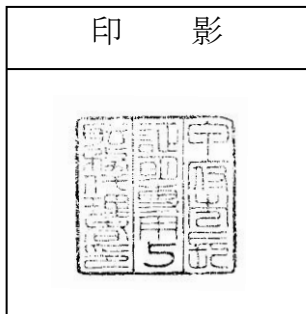
2 廃止した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 証明専用市長印（番号入）
- (3) ひな形 28
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方21mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 証明関係文書
- (8) 管守者 市民部市民総室市民課長
- (9) 個数 1個



3 廃止した公印

- (1) 種別 専用公印
- (2) 名称 証明専用市長職務代理人印（番号入）
- (3) ひな形 37
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方21mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 市長職務代理人のとき、市長印に準じて用いる。
- (8) 管守者 市民部市民総室市民課長
- (9) 個数 1個



4 公印の廃止日 平成27年3月31日

甲府市告示第120号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定に基づき、申請者に貸与している自動車臨時運行許可番号標のうち、回収不能となった次の番号標を無効としたので、甲府市自動車臨時運行許可に関する規則（平成5年6月規則第35号）第7条第1項の規定により公告する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 自動車臨時運行許可番号標番号 山梨53甲府20

甲府市告示第 1 2 1 号

道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）及び道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）の規定に基づき、申請者に貸与している自動車臨時運行許可番号標のうち、回収不能となった次の番号標を無効としたので、甲府市自動車臨時運行許可に関する規則（平成 5 年 6 月規則第 3 5 号）第 7 条第 1 項の規定により公告する。

平成 2 7 年 3 月 3 1 日

甲府市長 樋 口 雄 一

- 1 自動車臨時運行許可番号標番号 山梨 5 3 甲府 5 0
- 2 自動車臨時運行許可番号標番号 山梨 5 3 甲府 5 2

甲府市告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	高畑西条線	甲府市国母五丁目 1886番2地先から 甲府市国母五丁目 990番1地先まで	114.1	平成27年 4月1日

甲府市告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	相生本通り線	甲府市中央一丁目 292番1地先から 甲府市中央一丁目 292番1地先まで	2.0	平成27年 3月31日

甲府市告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1448
- 3 路線名 環境センター東通り線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市西油川町字釜淵315番3地先から 甲府市西油川町字釜淵315番3地先まで	5.8～ 15.0	48.3
新	甲府市西油川町字釜淵315番3地先から 甲府市西油川町字釜淵315番3地先まで	7.4～ 13.5	48.3

甲府市告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	新油川橋線	甲府市西油川町字釜淵 315番3地先から 笛吹市石和町東油川字入道沢 672番1地先まで	69.5	平成27年 3月31日
市道	環境センター 東通り線	甲府市西油川町字釜淵 315番3地先から 甲府市西油川町字釜淵 315番3地先まで	48.3	平成27年 3月31日



甲府市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月31日

甲府市長 樋口雄一

---

# 教育委員会

---

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

## 甲府市教育委員会規則第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(甲府市教育委員会教育長職務代理者指定規則の廃止)

第1条 甲府市教育委員会教育長職務代理者指定規則(平成8年3月教育委員会規則第3号)は、廃止する。

(甲府市教育委員会会議規則の一部改正)

第2条 甲府市教育委員会会議規則(昭和27年11月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則(第3条第3項を除く。)中「委員長」を「教育長」に、「会議録」を「議事録」に改める。

第3条第3項を次のように改める。

臨時会は、教育長が必要であると認めるとき、又は委員の定数の3分の1以上の委員から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったとき招集する。

第18条に次の1項を加える。

4 議事録は公表する。ただし、第16条の規定により秘密会とした場合については、この限りでない。

第19条第2号中「出席委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第3号中「委員」を「教育長、委員」に改める。

(甲府市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第3条 甲府市教育委員会傍聴人規則(昭和27年11月教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条中「すべて」を「全て」に改め、同条第2号中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条中「委員長」を「教育長」に改める。

(甲府市教育委員会公告式規則の一部改正)

第4条 甲府市教育委員会公告式規則(昭和27年11月教育委員会規則第3号)

の一部を次のように改正する。

第2条中「委員長」を「教育長」に改める。

(甲府市教育委員会教育長委任規則の一部改正)

第5条 甲府市教育委員会教育長委任規則(昭和27年11月教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(委任事務等の報告)

第3条 教育長は、第1条及び前条の規定により委任された事務の管理及び執行の状況のうち必要があると認められるもの及び教育委員会から報告を求められたものについては、教育委員会に報告しなければならない。

(甲府市教育委員会公印規則の一部改正)

第6条 甲府市教育委員会公印規則(昭和44年11月教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「委員長、」を削る。

別表第1中

「

教育委員会 委員長印	5	同	方24	水牛の角	委員長名をも ってする文書	同	1
教育委員会 教育長印	6	同	同	同	教育長名をも ってする文書	同	1

を

「

削除	5						
教育委員会 教育長印	6	同	方24	水牛の角	教育長名をも ってする文書	同	1

に

改める。

別表第2中

甲 教 員 員	府 育 会 長	市 委 委 印
------------------	------------------	------------------

「  
を削除に改める。  
」

5

5

(甲府市教育委員会事務分掌規則の一部改正)

第7条 甲府市教育委員会事務分掌規則(平成8年3月教育委員会規則第1号)の

一部を次のように改める。

第1条中「第18条第2項」を「第17条第2項」に改める。

別表教育総室、総務課の項第3号中「教育委員」を「教育長及び教育委員」に改める。

(甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第8条 甲府市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成16年3月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改める。

第2条及び第3条中「第23条」を「第21条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による廃止前の甲府市教育委員会教育長職務代理者指定規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 改正法附則第2条第1項の場合においては、この規則(第1条の規定を除く。以下同じ。)による改正後のそれぞれの規則の規定は適用せず、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定は、なおその効力を有する。

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月31日

甲府市教育委員会  
委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則  
甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表

文化課	芸術係、文化財係	中を
スポーツ課	スポーツ係、高校総体係	
生涯学習課	生涯学習係	

生涯学習文化課	生涯学習係、芸術係、文化財係	に改める。
スポーツ課	スポーツ係	

第8条及び第12条中「生涯学習課」を「生涯学習文化課」に改める。  
第15条第4項中「並びに」を「配置職員を指揮監督し、及び」に改める。  
別表生涯学習室、文化課の項を次のように改める。

生涯学習文化課	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生涯学習推進本部に関すること。</li> <li>(2) 生涯学習ビジョンに関すること。</li> <li>(3) まなびフェスティバル事業に関すること。</li> <li>(4) まなび奨励ポイント制度に関すること。</li> <li>(5) 生涯学習情報の収集、提供、相談に関すること。</li> <li>(6) 生涯学習の市民・職員指導者に関すること。</li> <li>(7) 生涯学習に関すること。</li> <li>(8) 社会教育の基本計画に関すること。</li> <li>(9) 社会教育の条件整備に関すること。</li> <li>(10) 社会教育委員に関すること。</li> <li>(11) 公民館等の総合調整に関すること。</li> <li>(12) 成人式に関すること。</li> <li>(13) 総合市民会館に関すること。</li> <li>(14) 「甲府 きょういくの日（教育・共育・郷育）」に関すること。</li> </ul>
---------	--

	(15) 文化団体の育成及び助成に関する事。
	(16) 文化芸術の普及と振興に関する事。
	(17) 御岳文芸座の運営管理に関する事。
	(18) 文化施設の整備充実に関する事。
	(19) 文化財の保護活用及び啓蒙普及に関する事。
	(20) 埋蔵文化財の発掘調査に関する事。
	(21) 武田氏館跡の保存管理及び整備活用に関する事。
	(22) 文化財調査審議会に関する事。
	(23) 藤村記念館運営管理に関する事。
	(24) 民俗資料館の運営管理に関する事。
	(25) 文化財の調査研究に関する事。

別表生涯学習室、スポーツ課の項第9号を削り、同表生涯学習室、生涯学習課の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた課等配置職員（部長、室長及び課長等を除く。）は別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部、室又は課に勤務を命ぜられたものとする。

教育部	生涯学習室	文化課	教育部	生涯学習室	生涯学習文化課
		生涯学習課			

甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規則第4号

甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則

甲府市立甲府商科専門学校学則（平成3年1月教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「及び単位数」を「、単位数及び授業時数」に改め、同条第2項中「72単位」を「68単位」に、「1,800時間」を「1,700時間」に改める。

別表を次のように改める。



別表（第7条関係）

学年別授業科目及び履修単位数

学科	年次	科目			単位	授業時数	備考	学科	年次	科目			単位	授業時数	備考	
会計情報科	一年次	必修	専門	講義	簿記原理 I	4	68	情報処理科	必修	専門	講義	Java言語 I	8	136		
			専門	演習	簿記演習 I A	3	102			専門	演習	Java言語演習 I	4	136		
			専門	講義	会計学 I	4	68			専門	演習	ハードウェア演習	2	68		
			専門	講義	租税法 I	4	68			専門	演習	SQL演習(前)	1	34		
			専門	演習	会計学演習 I	6	204			専門	演習	コンピュータリテラシー演習(後)	1	34		
			専門	演習	税務会計演習(前)	1	34			専門	講義	簿記原理 I	4	68		
			その他	講義	総合英語 I	2	68			専門	演習	簿記演習 I A	3	102		
		その他	講義	社会人コミュニケーション I	2	68	その他		講義	総合英語 I	2	68				
		その他	講義	社会人基礎力	1	34	その他		講義	社会人コミュニケーション I	2	68				
										その他	講義	社会人基礎力	1	34		
		選択	専門	演習	ビジネス実務演習 I(後)	1	34	A	専門	講義	ソフトウェア	4	68	B		
	専門		演習	簿記演習 I B(後)	1	34	A	専門	講義	情報処理 I	4	68				
	専門		講義	ソフトウェア	4	68	(ア)	専門	演習	情報処理演習 I	4	136				
	専門		講義	情報処理 I	4	68		(イ)	専門	講義	アプリケーション概論 I A	4	68			
	専門		演習	情報処理演習 I	4	136	専門		講義	アプリケーション概論 I B	4	68				
	専門		講義	アプリケーション概論 I A	4	68	専門	演習	アプリケーション演習 I	4	136					
	専門		講義	アプリケーション概論 I B	4	68										
	専門	演習	アプリケーション演習 I	4	136											
			一年次計			40	1,020			一年次計			40	1,020		
		二年次	必修	その他	講義	社会人コミュニケーション II	3	102	情報処理科	必修	その他	講義	社会人コミュニケーション II	3	102	H
専門	講義			簿記原理 II	6	102	C	専門			講義	情報処理 II A	6	102	(キ)	
専門	講義			ビジネス実務総論	6	102	C	専門			演習	情報処理演習 II A	3	102		
専門	演習			簿記演習 II A	3	102	D	専門			講義	表計算応用	6	102	(ク)	
専門	演習			ビジネス実務演習 II	3	102	D	専門			演習	表計算応用演習	3	102		
専門	講義			会計学 II	6	102	(ウ)	専門			講義	情報処理概論	6	102	(ケ)	
専門	演習			会計学演習 II	3	102		E			専門	演習	ネットマーケティング演習	3		
専門	講義			租税法 II	6	102	(エ)				専門	講義	情報処理 II B	6	102	
専門	演習			コンピュータ会計	3	102		F			専門	演習	情報処理演習 II B	3	102	
その他	講義			総合英語 II	3	102	G				専門	講義	DTP	6	102	
その他	講義			中国語	3	102		G			専門	演習	Webコンテンツ演習	3	102	
専門	演習			簿記演習 II B	3	102	(オ)				専門	講義	アプリケーション概論 II	6	102	
専門	講義			ファイナシャル・プランニング(前)	6	102		H			専門	演習	アプリケーション演習 II	3	102	
専門	講義	販売総論(後)	6	102	(カ)	その他	講義		総合英語 II	3	102	F				
専門	講義	3DCG	6	102		H	その他	講義	中国語	3	102					
専門	講義	グラフィック基礎	6	102	(キ)		専門	演習	簿記演習 II B	3	102					
専門	講義	情報処理 II A	6	102		(ク)	専門	講義	ファイナシャル・プランニング(前)	6	102	(オ)				
専門	演習	情報処理演習 II A	3	102	(ケ)		専門	講義	販売総論(後)	6	102					
専門	講義	表計算応用	6	102		(カ)	専門	講義	3DCG	6	102	(サ)				
専門	演習	表計算応用演習	3	102	J		専門	講義	グラフィック基礎	6	102					
専門	講義	情報処理概論	6	102		(シ)	専門	講義	Java言語 II	12	204	(ス)				
専門	演習	ネットマーケティング演習	3	102	C		専門	講義	簿記原理 II	6	102					
		二年次計				45	1,020			二年次計			45	1,020		
		合計			85	2,040			合計			85	2,040			

注1 科目欄に必修とある科目は、必ず履修する科目である。  
 注2 科目欄に(前)とある科目は前期履修科目で、(後)とある科目からは後期履修科目である。  
 注3 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「A」、「C」、「D」、「F」とある科目からはそれぞれ1科目を選択して履修し、「B」とある科目からは(ア)又は(イ)のいずれか一方を選択して履修する。  
 注4 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「E」とある科目については、(ウ)又は(エ)のいずれか一方を選択して履修し、「G」とある科目については、(オ)又は(カ)のいずれか一方を選択して履修する。  
 注5 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「H」とある科目については、(キ)、(ク)、(ケ)のいずれか一方を選択して履修し、「J」とある科目については、(コ)、(サ)、(シ)のいずれか一方を選択して履修する。  
 注6 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「J」とある科目については、(オ)、(カ)、(ス)のいずれか一方を選択して履修する。  
 注7 上記の科目のほか、海外研修及びインターンシップ(職業体験)を履修科目とみなし、履修単位数は1単位とする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市立甲府商科専門学校学則第9条及び別表の規定は、この規則の施行の日以後において、1学年の学生となった学生（転入その他の理由によりこれと同等とみなされる者を含む。）について適用する。
- 3 前項に定める以外の学生については、なお従前の例による。

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成27年3月31日

甲府市教育委員会

委員長 平 賀 数 人

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則  
甲府市学校職員義務教育等教員特別手当支給規則（昭和53年3月教委規則第1  
号）の一部を次のように改正する。

別表中

137	4,900	7,100			
138～140	4,900				
141～144	5,000				
145～148	5,100				

を

137～140	4,900	7,100			
141～144	5,000	7,100			
145	5,100	7,100			
146～148	5,100				

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規則第6号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（昭和47年6月教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5ア高等学校教育職給料表昇格時号給対応表中

34		33	
35		34	
36		34	
37		35	
37		35	
38	を	36	に、
38		36	
39		37	
39		38	
40		39	

5 8
5 8
5 8
5 8
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
6 0
6 0
6 0
6 0
6 1
6 1
6 1
6 1
6 2
6 2
6 3

を

5 7
5 7
5 7
5 7
5 7
5 7
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
6 0
6 0
6 0

に、

2 6
2 7
2 8
2 9
3 0
3 1
3 2
3 3
3 3
3 4
3 4
3 5

を

2 5
2 6
2 6
2 7
2 7
2 8
2 8
2 9
2 9
3 0
3 0
3 1

に改める。

別表第5イ 商科専門学校教育職給料表昇格時号給対応表中

3 0		2 9		5 0		4 9
3 0		3 0		5 0		5 0
3 1		3 0		5 1		5 0
3 1		3 0		5 1		5 0
3 2		3 1		5 2		5 1
3 2		3 1		5 2		5 1
3 3		3 1		5 3		5 1
3 3		3 2		5 3		5 2
3 4		3 2		5 3		5 2
3 4		3 2		5 3		5 2
3 5		3 3		5 3		5 3
3 5		3 3		5 4		5 3
3 6		3 4		5 4		5 3
3 6		3 4		5 4		5 3
3 7	を	3 5	に、	5 4	を	5 3
3 7		3 5		5 4		5 4
3 8		3 6		5 5		5 4
3 8		3 6		5 5		5 4
3 9		3 7		5 5		5 4
3 9		3 7		5 5		5 4
4 0		3 8		5 5		5 5
4 0		3 8		5 6		5 5
4 1		3 9		5 6		5 5
4 1		3 9		5 6		5 5
4 2		4 0		5 6		5 5
4 2		4 0		5 6		5 6
				5 7		5 6
				5 7		5 6

4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 5
4 6
4 6
4 6
4 7
4 7
4 7
4 8

4 1
4 1
4 2
4 2
4 3
4 3
4 4
4 4
4 5
4 5
4 6
4 6
4 7
4 7

5 7
5 7
5 7
5 7
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
6 0
6 0
6 0
6 0
6 0
6 0
6 0
6 1
6 1
6 2
6 2
6 3

5 6
5 6
5 7
5 7
5 7
5 7
5 7
5 7
5 7
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 8
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
5 9
6 0
6 0
6 0
6 0
6 0
6 0
6 0
6 0
6 1

8 1
8 1
8 1
8 2
8 2
8 2
8 3
8 3
8 3
8 3
8 4
8 4
8 4
8 5
8 5
8 5

を

8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0
8 0

に、

5 0
5 0
5 0
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 3
5 3
5 3
5 3
5 4
5 4
5 4
5 4
5 4
5 4
5 4
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5
5 6

を

4 9
5 0
5 0
5 0
5 0
5 0
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 3
5 3
5 3
5 3
5 4
5 4
5 4
5 4
5 5
5 5
5 5
5 5
5 5

に、



2 3		2 2
2 3		2 3
2 3		2 3
2 4		2 3
2 4	を	2 4
2 4		2 4
2 5		2 4
2 5		2 5
2 5		2 5
2 6		2 5
2 6		2 6
2 7		2 6
2 7		2 6
2 8		2 7
2 8		2 7
2 9		2 7

に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程及び学校長に対する事務委任規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

甲府市教育委員会

委員長 平 賀 数 人

#### 甲府市教育委員会規程第 1 号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程及び学校長に対する事務委任規程の一部を改正する規程

(甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部改正)

第 1 条 甲府市教育委員会事務局事案決定規程(昭和 48 年 4 月教育委員会規程第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 総務の表第 1 項第 1 号中「委員長及び」を削る。

(学校長に対する事務委任規程の一部改正)

第 2 条 学校長に対する事務委任規程(昭和 53 年 5 月教育委員会規程第 2 号)の一部を次のように改める。

第 1 条中「第 26 条第 3 項」を「第 25 条第 4 項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の場合においては、第 1 条の規定による改正後の甲府市教育委員会事務局事案決定規程別表第 2 の規定は適用せず、同条の規定による改正前の甲府市教育委員会事務局事案決定規程別表第 2 の規定は、なおその効力を有する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成27年3月31日

甲府市教育委員会  
委員長 平賀 数人

甲府市教育委員会規程第2号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2文化の表を次のように改める。

生涯学習文化				
項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 生涯学習の推進に関する事項				
（1）生涯学習の推進に関すること。	重要		軽易	
（2）関係諸団体との連絡調整に関すること。	同上		同上	
2 社会教育委員に関する事項				
（1）社会教育委員の会議の庶務に関すること。			○	
（2）社会教育委員調査研究に関すること。			○	
3 成人式に関する事項				
（1）成人該当者調査と式典への案内状発送等準備に関すること。			○	
4 公民館、社会教育センター及び地域集会所の運営管				

理並びに市民センターの施設の管理に関する事項				
(1) 公民館、社会教育センター及び地域集会所の使用許可に関すること。			○	
(2) 公民館運営審議会の庶務に関すること。			○	
(3) 市民センターの施設の管理に関すること。			○	
5 社会教育指導員に関する事項				
(1) 社会教育指導員の服務研修に関すること。			○	
6 社会教育団体に関する事項				
(1) 社会教育団体の育成に関すること。			○	
7 社会教育各種学級に関する事項				
(1) 各種学級の育成に関すること。			○	
8 その他公民館活動に関する事項				
(1) 公民館講座の開設運営に関すること。			○	
(2) 民間ユネスコ活動の助言協力に関すること。			○	
9 総合市民会館に関する事項				
(1) 総合市民会館の管理に関すること。			○	
10 文化、芸術の振興に関する事項				
(1) 文化、芸術団体との連携育成に関すること。			○	

1 1 文化財保護に関する事項				
(1) 指定文化財保持者への指導に関する事			○	
(2) 指定文化財の調査に関する事			○	
(3) 指定区域内における現状変更等に関する事			○	
(4) 文化財調査審議会の庶務に関する事			○	
1 2 藤村記念館の運営管理に関する事項				
(1) 資料の収集、保存に関する事			○	
(2) 運営協議会の庶務に関する事			○	
1 3 民俗資料館の運営管理に関する事項				
(1) 資料の収集、保存に関する事			○	
1 4 御岳文芸座の運営管理に関する事項				
(1) 御岳文芸座の使用許可に関する事			○	

別表第2 スポーツの表第4項を削る。

別表第2 生涯学習の表を削る。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会告示第6号

甲府市文化財保護条例（平成17年12月16日条例第45号）第4条第1項の規定により、次にかかげる文化財を甲府市指定文化財に指定する。

平成27年3月31日

甲府市教育委員会  
委員長 平賀 数人

有形文化財						
種別	時代	名称	構造・形式等	員数	所在地及び所有者	備考
建造物	江戸時代	華光院毘沙門堂	<p>方一間、向拝一間、方形造、棧瓦葺き。</p> <p>礎石の上に土台を置き粽付の円柱を立てる。</p> <p>棟札等により、甲府城本丸にあった毘沙門堂を、柳沢家の大和郡山移転に伴って、享保17年(1732)現在地に移築したと伝えられる。</p> <p>当初三方に開く扉をもつ特異な形式であったものを、側面のみ板壁と連子窓に変更されている。</p> <p>基本的に建立当初の姿をよく留めており、禅宗様木鼻と実肘木に付けられた渦・若葉彫刻はまさに18世紀初期の形状をなしている。</p>	1棟	<p>甲府市元紺屋町33番地</p> <p>華光院</p>	

<p>建造物</p>	<p>江戸時代</p>	<p>華光院宮殿</p>	<p>方一間、妻入り、入母屋造、土台の上に禅宗様礎盤を置き、円柱を立てて柱とする。</p> <p>縁は無く、腰長押・内法長押・頭貫・台輪をめぐらす。木鼻は正面を獅子、側面を猿とし、向かって右が阿形、左が吽形である。軒は繁垂木で丸桁は反りが大きい。</p> <p>屋根は円形瓦棒葺である。脇障子には左が下り竜、右が上り竜の彫刻を付ける。宮殿内部は鏡天井、板床である。</p> <p>全体によく荘厳され、上質な意匠が評価できる。同時に徹底した阿吽の意匠が配置され、かつ丁寧な仕上げの秀逸な厨子である。</p>	<p>1棟</p>	<p>甲府市元紺屋町33番地</p> <p>華光院</p>	
------------	-------------	--------------	--	-----------	-------------------------------	--

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会告示第80号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成27年3月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

1	1/50の数	3, 117人
2	1/3の数	51, 942人
3	1/6の数	25, 971人
4	選挙人名簿登録者数	155, 824人



甲府市選挙管理委員会告示第81号

山梨県議会議員一般選挙及び甲府市議会議員一般選挙の執行に伴い、公職選挙法施行令第17条の規定により、次の期間は選挙人名簿の移替えを行わない。

平成27年3月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 平成27年3月17日から平成27年4月26日まで

甲府市選挙管理委員会告示第82号

平成27年4月2日現在で新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 期 間 平成27年4月3日（金）
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第83号

平成27年4月2日現在で新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した文書を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 期 間 平成27年4月3日（金）
- 2 時 間 午前8時30分から午後5時まで
- 3 場 所 甲府市丸の内1丁目18番1号  
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第84号

平成27年1月25日執行の甲府市長選挙における各候補者の出納責任者から提出があった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月2日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 今井 晃

- 1 選挙の種類 平成27年1月25日執行 甲府市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額  
15,739,000円
- 3 報告書の要旨

---

# 公平委員会

---

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

甲府市公平委員会

委員長 望 月 政 男

## 甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部病院の項中「診療部長、看護部長」を「統括診療部長、診療部長、総合相談センター長、医療安全管理部長、医療総合研修センター長、看護部長、統括科部長」に改め、同表教育委員会の部事務局の項中「教育長、」を削る。

### 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則（別表教育委員会の部事務局の項の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の別表の規定は適用せず、この規則による改正前の別表の規定は、なおその効力を有する。

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、平成27年3月26日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成27年3月20日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

## 付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成27年4月告示分農用地利用集積計画について
- 3 相続税納税猶予適格者証明願について
- 4 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
- 5 特定農地貸付承認について
- 6 平成27年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 7 平成27年度甲府市農業委員会年間事業計画について
- 8 平成27年度農業臨時雇い賃金等標準額について

# 上下水道局

## 甲府市上下水道局管理規程第 1 号

甲府市上下水道局電気保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 3 月 13 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

## 甲府市上下水道局電気保安規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局電気保安規程（昭和 42 年 7 月管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

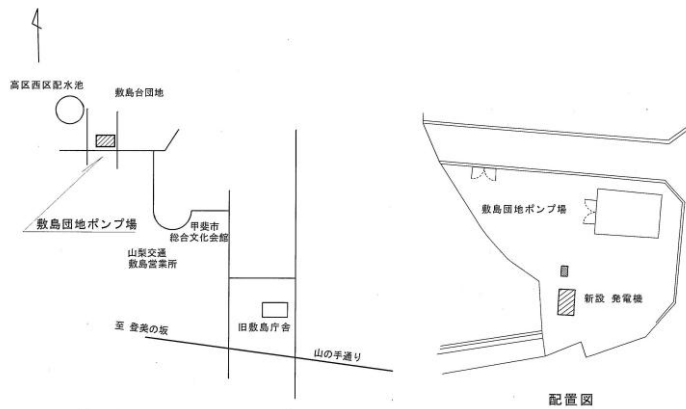
第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(12) 局敷島団地ポンプ場（非常用発電設備）

別図中の次に次の図を加える。

甲斐市大久保 1400 番 97

局敷島団地ポンプ場



甲斐市大久保 1400-97

甲府市上下水道局敷島団地ポンプ場（非常用発電機設備）

## 附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 13 日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第2号

甲府市上下水道局職員職名規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

甲府市上下水道局職員職名規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局職員職名規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局職員職名規程(昭和30年12月管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

職名	補職名
事務職員 技術職員	部長、室長、課長、参事、主幹、課長補佐、係長、主任、主事、技師

(甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局事案決定規程(昭和48年8月管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 参事 規程に定める参事をいう。

第8条の表を次のように改める。

管理者が決定する事案	主管に係る部長、室長、課長及び参事
部長が決定する事案	主管に係る室長、課長、参事及び係長
室長が決定する事案	主管に係る課長、参事及び係長
課長が決定する事案	主管に係る参事及び係長

第8条第2項中「又は課長」を「、課長又は参事」に、「課長又は係長」を「課長、参事又は係長」に改める。



別表第2 業務部、業務総室、総務課の表中

7 その他				
(1) その他総務課に関すること。	重要	一般	軽易	

」を

7 会計に関する事項				
(1) 収納金及び支払金の整理に関すること。			○	
(2) 現金の出納及び有価証券の保管に関すること。			○	
(3) 現金、有価証券等の収納及び消し込みに関すること。			○	
(4) 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う公金の収納に関すること。			○	
(5) 指定金融機関に関すること。			○	指定又は変更を除く。
(6) 支出事務の委託に関すること。			○	
(7) 資金計画及び資金運用に関すること。			○	
(8) 例月現金出納検査に関すること。			○	
(9) 決算報告書類の作成に関すること。			○	
8 その他				

(1) その他総務課に 関すること。	重要	一般	軽易	
-----------------------	----	----	----	--

に改める。

別表第2 業務部、業務総室、会計課の表を削る。

(甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程(昭和58年3月管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表級別職務表6級の項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 参事の職務

(甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部改正)

第4条 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程(平成17年3月管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

部	室等	課等	係
業務部	業務総室	総務課	総務係、管財契約係、会計係
		経営企画課	企画広報係、経理係
		工事検査課	
	営業管理室	営業課	営業係
		給排水課	給水装置係、排水設備係、普及係
工務部	工務総室	計画課	管理計画係、図面係
	水道管理室	水保全課	水源保全係、簡易水道係
		水道課	水道第一係、水道第二係、水道第三係、配水施設係、漏水対策係、鉛管対策係
		浄水課	水質係、浄水係
	下水道管理室	下水道課	下水道第一係、下水道第二係、管路維持第一係、管路維持第二係
浄化センター		施設係	

第7条の次に次の1条を加える。

(参事)

第7条の2 室に参事を必要に応じ置くことができる。

2 参事は、上司の命を受け、部内の重要事項についての処理、検討及び調整を行う。

別表業務部、業務総室、総務課の項中第44号を第52号とし、第43号の次に次の8号を加える。

44 現金預金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。

45 現金、有価証券等の収納及び消し込みに関すること。

46 小切手の振り出しに関すること。

47 指定金融機関に関すること。

48 資金計画及び資金運用に関すること。

49 支出負担行為の確認及び支出命令書の審査に関すること。

50 例月現金出納検査に関すること。

51 定期監査及び決算審査に関すること。

別表業務部、業務総室、会計課の項を削る。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた課配置職員は、別に辞令を発せられない限り、この規程の施行の日をもって同表右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

左欄			右欄		
業務部	業務総室	会計課	業務部	業務総室	総務課

甲府市上下水道局管理規程第3号

企業職員の通勤手当支給に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂 紀夫

企業職員の通勤手当支給に関する規程等の一部を改正する規程

(企業職員の通勤手当支給に関する規程の一部改正)

第1条 企業職員の通勤手当支給に関する規程(昭和33年10月管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号イ中「4,800円」を「4,900円」に、同号ウ中「5,900円」を「6,000円」に、同号エ中「7,100円」を「7,700円」に、同号オ中「8,300円」を「9,000円」に、同号カ中「9,500円」を「10,300円」に、同号キ中「10,600円」を「11,900円」に、同号ク中「11,800円」を「13,200円」に、同号ケ中「580円を11,800円」を「660円を13,200円」に改め、同項第3号イ中「4,100円」を「4,200円」に、同号ウ中「6,500円」を「7,100円」に、同号エ中「8,900円」を「10,000円」に、同号オ中「11,300円」を「12,900円」に、同号カ中「13,700円」を「15,800円」に、同号キ中「16,100円」を「18,700円」に、同号ク中「18,500円」を「21,600円」に、同号ケ中「20,900円」を「24,400円」に、同号コ中「21,800円」を「26,200円」に、同号サ中「22,700円」を「28,000円」に、同号シ中「23,600円」を「29,800円」に、同号ス中「24,500円」を「31,600円」に改める。

(甲府市上下水道企業職員給与規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道企業職員給与規程(昭和33年12月管理規程第14号)

の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「職員を」を「職員(55歳に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員(次項において「特定年齢職員」という。)を除く。以下この項において同じ。)を」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 特定年齢職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が定める基準に従い決定するものとする。

第16条の6第1項第1号中「100分の102.5以上100分の165」を「100分の93以上100分の150」に、「100分の128.5以上100分の205」を「100分の119以上100分の190」に改め、同項第2号中「100分の91以上100分の102.5」を「100分の82.5以上100分の93」に、「100分の114以上100分の128.5」を「100分の105.5以上100分の119」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の79.5」を「100分の72」に、「100分の99.5」を「100分の92」に改める。

第16条の7第1項中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

第21条の2中「次の各号に掲げる額」を「次に定める額(勤務に従事した時間が6時間を超える場合はその額に100分の150、1時間以上3時間未満の場合はその額に100分の70、1時間未満の場合はその額に100分の40をそれぞれ乗じて得た額)」に改め、同条第1号中「及び2種」及び同条第3号中「及び6種」を削る。

第21条の2に次の2項を加える。

2 条例第10条の2第3項に規定する支給額は、甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程別表第1に掲げる職に係る同表に掲げる区分に応じ、次に定める額とする。

(1) 1種 5,500円

(2) 3種 4,800円

(3) 5種 4,000円

(4) 7種 3,000円

3 条例第10条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第3項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

企業職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	

32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		



68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			

	104		295,800	344,000					
	105		296,000	344,500					
	106		296,300	344,900					
	107		296,700	345,300					
	108		297,000	345,700					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
	112		298,300	347,200					
	113		298,400	347,700					
	114		298,700						
	115		299,000						
	116		299,400						
	117		299,600						
	118		299,800						
	119		300,100						
	120		300,400						
	121		300,800						
	122		301,000						
	123		301,300						
	124		301,600						
	125		301,900						
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,5000	387,600

(甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程(平成18年3月管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第4 昇格時号給対応表 企業職給料表昇格時号給対応表中

3 3		3 4
3 4		3 4
3 4		3 5
3 4		3 5
3 5		3 6
3 5		3 6
3 5		3 7
3 6		3 8
3 6	を	3 9
3 6		4 0
3 7		4 1
3 7		4 1
3 8		4 2
3 8		4 2
3 9		4 3
3 9		4 3
4 0		4 4
4 0		4 4
4 1		4 5

6 9		6 8
6 9		6 8
6 9		6 9
7 0		6 9
7 0		6 9
7 0		6 9
7 0		6 9
7 1		6 9
7 1		7 0
7 1	を	7 0
7 2		7 0
7 3		7 1
7 4		7 2
7 5		7 3
7 6		7 4
7 7		7 5

5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 3
5 3
5 3
5 3

を

5 0
5 0
5 0
5 0
5 0
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 1
5 2
5 2
5 2
5 2
5 2
5 3

に、

3 0		2 9
3 0		3 0
3 0		3 0
3 1		3 0
3 1		3 0
3 1		3 1
3 2		3 1
3 2		3 1
3 2		3 1
3 2		3 1
3 3		3 1
3 3		3 1
3 3		3 1
3 3	を	3 1
3 4		3 1
3 4		3 1
3 4		3 2
3 4		3 2
3 5		3 2
3 5		3 2
3 5		3 2
3 5		3 2
3 6		3 2
3 6		3 2
3 6		3 2
3 7		3 2
		3 2
		3 2
		3 2
		3 3
		3 3
		3 4
		3 4
		3 5

に、

「	2 9		「	2 8	
	2 9			2 9	
	2 9			2 9	
	2 9			2 9	
	3 0			2 9	
	3 0			2 9	
	3 0	を		3 0	に改める。
	3 0			3 0	
	3 1			3 0	
	3 1			3 0	
	3 1			3 0	
	3 1			3 1	
	3 2			3 1	
	3 2			3 1	
	3 3	」		3 1	」

別表第5昇給号給数表中

「	4 以上	3	2	1	」	を
---	------	---	---	---	---	---

「	2 以上	1	0	0	」	に改める。
---	------	---	---	---	---	-------

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。  
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受け

る給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（管理者が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

（勤勉手当の成績率の経過措置）

6 当分の間、第2条の規定による改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（以下この項において「新規程」という。）第16条の6及び第16条の7の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の150（新規程第15条の5に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の190）

(2) 再任用職員 100分の70（特定幹部職員にあつては、100分の90）  
（その他）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

甲府市上下水道局告示第17号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年3月3日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 140042号		
工事名	路面復旧工事(特環中道・H26-3)		
工事場所	甲府市上曾根町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 878.9m ・表層工(再生密粒度ASC : t = 50mm) A = 3916㎡ ・不陸整正工(粒調碎石M-30 : 3m3 / 100㎡) A = 3916㎡ ・人工鉄蓋調整・取替工 1箇所
	2	工期	平成27年7月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	18,565,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場



			合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年3月3日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年3月12日
	3	申請書受付開始日	平成27年3月3日
	4	申請書受付締切日	平成27年3月12日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年3月18日
	6	設計図書配付開始日	平成27年3月3日
	7	設計図書配付締切日	平成27年3月19日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年3月3日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年3月19日
	10	入札及び開札日時	平成27年3月27日 午前9時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年3月24日 午後5時まで
	2	回答	平成27年3月25日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用	
支払条件		前金払	請求できる

	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第18号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年3月3日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 保坂紀夫

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 140043号		
工事名	路面復旧工事(特環中道・H26-2)		
工事場所	甲府市白井町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 1057.5 m ・表層工(再生密粒度ASC: t = 50 mm) A = 4122 m <sup>2</sup> ・不陸整正工(粒調碎石M-30: 3 m <sup>3</sup> / 100 m <sup>2</sup> ) A = 4122 m <sup>2</sup> ・人工鉄蓋調整・取替工 1箇所
	2	工期	平成27年8月14日まで
	3	予定価格 (税込み)	19,213,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P) 650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場

		合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格 入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日 平成27年3月3日
	2	入札説明書等配付締切日 平成27年3月12日
	3	申請書受付開始日 平成27年3月3日
	4	申請書受付締切日 平成27年3月12日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日 平成27年3月18日
	6	設計図書配付開始日 平成27年3月3日
	7	設計図書配付締切日 平成27年3月19日
	8	設計図書に関する質問開始日 平成27年3月3日
	9	設計図書に関する質問締切日 平成27年3月19日
	10	入札及び開札日時 平成27年3月27日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時 入札説明書に記載
	2	入札時 入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問 平成27年3月24日 午後5時まで
	2	回答 平成27年3月25日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる

	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

# 任免辞令

(市長事務部局)

企画部 危機管理室 危機管理担当課長 秋山 敦  
退職を承認する

以上 発令日 平成27年3月17日

平井 親一

事務職員に採用する

行政事務職を命ずる

企画部危機管理室危機管理担当課長を命ずる

以上 発令日 平成27年3月18日

企画部	危機管理監		部長	山岡 克司
企画部	危機管理室		室長	中澤 利久
市民部	市民総室	総務課	課長補佐	松土 良子
市民部	市民協働室		室長	乙黒 洋
市民部	市民協働室	市民対話課	課長	田中 欽也
市民部	市民協働室	市民対話課	主幹	橘田 義夫
市民部		上九一色出張所	係長	高田 欣一
福祉部	福祉総室	健康衛生課	課長補佐	原 和美
福祉部	福祉総室	健康衛生課	主任	中澤 藤江
福祉部	子ども家庭支援室		室長	石原 和彦
福祉部	子ども家庭支援室	児童保育課	課長補佐	萩原 興子
環境部	廃棄物対策室		室長	滝口 光視
環境部	廃棄物対策室	収集課	技能主任	福島 洋一
環境部	廃棄物対策室	収集課	技能主任	依田 幹雄
環境部	廃棄物対策室	処理課	課長	内藤 史行
環境部	廃棄物対策室	処理課	統括主任	中山 正光
産業部			部長	保坂 照次
産業部	市場改革監		部長	茂手木 昇
建設部	まち保全室	道路河川課	課長補佐	天野 隆一郎
会計室			室長	相良 秀孝
市立甲府病院	診療部		科部長	土屋 崇
市立甲府病院	看護部		主任	塩沢 静子
市立甲府病院	看護部		主任	日野原 美緒子
市立甲府病院	看護部		准看護師	津島 富江
市立甲府病院	看護部		技能主任	水上 優子

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

企画部 部長 水野 栄  
 甲府地区広域行政事務組合への派遣を解く  
 甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

環境部 部長 河西 衛  
 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合への派遣を解く  
 甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

市立甲府病院 放射線部 技師長 佐野 芳知  
 任期付採用の任期の満了により平成27年3月31日限り退職とする

甲府市代表監査委員 渡辺 卓信  
 退職を承認する

総務部	総務総	総務課	係長	有賀	加代子
総務部	契約管財室	指導検査担当課長		樋川	真二
企画部	企画総室	政策課	係長	長倉	靖宗
市民部	市民協働室	消費生活センター	課長補佐	小林	宮子
税務部	収納管理室	収納課	主任	坂本	広子
福祉部	福祉総室	健康衛生課	主任	山本	明子
福祉部	長寿支援室	障害福祉課	課長補佐	依田	伸子
建設部	まち保全室	建築営繕課	主任	牛村	里子
市立甲府病院	診療部		科長	北原	正志
市立甲府病院	診療部		医長	菅又	渉
市立甲府病院	診療部		医長	仙北谷	伸朗
市立甲府病院	診療部		医長	渡辺	高
市立甲府病院	診療部		医師	羽田	貴礼
市立甲府病院	診療部		医師	篠原	諭史
市立甲府病院	診療部		医師	佐々木	拓
市立甲府病院	診療部		医師	渡辺	浩介
市立甲府病院	診療部		医師	早川	宏
市立甲府病院	診療部		医師	加藤	亮
市立甲府病院	診療部		医師	飯塚	千文
市立甲府病院	診療支援部		主査	中川	かおり
市立甲府病院	診療支援部		主任	金井	敬子
市立甲府病院	看護部		主任	米島	一恵
市立甲府病院	看護部		主任	川端下	誠二
市立甲府病院	看護部		技師	雨宮	玲

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成 27 年 3 月 31 日

(教育委員会)

教育部	教育総室	甲府商業高等学校事務局	課長	岩 下 香
教育部	教育総室	甲府商業高等学校事務局	主幹	中 島 正 彦
教育部	生涯学習室	生涯学習課	課長補佐	中 村 広 治
教育部	生涯学習室	生涯学習課	課長補佐	久保田 久 富

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成 27 年 3 月 31 日

(監査委員事務局)

監査委員事務局	室長	千 野 俊 一
---------	----	---------

甲府市職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成 27 年 3 月 31 日

(上下水道局)

業務部		部長	保 坂 紀 夫
工務部	水道管理室	室長	窪 田 茂
業務部	営業管理室	給排水課	課長補佐 碓 井 恒 男
工務部	工務総室	計画課	課長補佐 功 刀 佳 秋
工務部	下水道管理室	下水道課	課長補佐 折 居 和 夫
業務部	業務総室	総務課	係長 田 中 克 美
業務部	営業管理室	給排水課	係長 佐 藤 多 門

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成 27 年 3 月 31 日